

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30総務委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方財政の状況等に鑑み、令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として6,495億8,082万円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和3年度から令和12年度までの各年度における地方交付税の総額から649億5,808万2,000円をそれぞれ減額する。
- 二、令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を950億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じる。
- 三、令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について504億1,960万8,000円を加算する。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

平成三十年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30財政金融委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和元年度一般会計補正予算（第1号）等を編成するに当たり、国債の追加発行を抑制するとの観点から、平成30年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剩余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剩余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成30年度の剩余金については適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.6財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、持続的な経済成長の実現

- 1 企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。
- 2 投資及び資金引上げを促すための税制について、大企業に対する研究開発税制等の租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件を、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（現行1割超）とする等の見直しを行う。
- 3 連結納税制度について、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組み（グループ通算制度）に移行する。

二、経済社会の構造変化への対応

- 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除について、婚姻歴の有無や性別

にかかるわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者に、同一のひとり親控除（控除額35万円）を適用する等の見直しを行う。

2 NISA制度について、一般NISAを、一階部分で積立投資を行っている場合には二階部分で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に改めた上で、5年延長する等の見直しを行う。

三、その他

1 法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

四、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う令和2年度の租税減収見込額は、約250億円である。

【附帯決議】(2.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融所得課税については、勤労所得に対する課税とのバランスや所得再分配に配慮する観点から、諸外国の例も踏まえつつ、引き続き、その在り方を総合的に検討すること。

二 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

三 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、軽減税率制度の実施をはじめとする税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

四 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、確定申告等の税務事務における適切な対応、国税職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、税収など経済への影響を注視しつつ、納期限の延長等を含め、更なる納税の緩和について、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。

防衛省設置法の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 2.4.10可決 参議院 4.13外交防衛委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛官の定数を改める。

二、本法律は、令和3年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.13地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、第4次産業革命における最先端技術の活用と規制緩和により、未来社会の先行実現を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度を整備するとともに、自動車の自動運転、無人航空機などの高度で革新的な実証実験をより迅速、円滑に実現するための道路運送車両法等の特例措置の追加等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度の整備

- 1 複数の先端的サービス間でデータを収集・整理し、提供するデータ連携基盤の整備事業を法定化し、事業の実施主体が、国、地方公共団体等に対し、その保有するデータの提供を求めることができるこことする。
- 2 スーパーシティを構成する複数の先端的サービス事業が、同時かつ一体的に実現できるよう、複数分野の規制改革を一体的・包括的に進める特別の手続を整備する。
- 3 各府省による協力を強化するために国がデータ連携基盤を整備する者を援助する規定、データ連携基盤整備事業の実施主体に都市間の相互連携強化のための基準の遵守を求める規定、この法律の施行後3年以内を目途として施策を見直す検討規定を設ける。

二、革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に関する措置の追加

自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術の有効性の実証を行う事業を定めた区域計画について、関係行政機関の同意の上、内閣総理大臣の認定を受けたときは、道路運送車両法、道路交通法、航空法及び電波法の一括許可等の特例措置を受けることができることとする。

三、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る欠格事由等に関する規定の整備

いわゆる特区民泊事業について、暴力団排除規定等の欠格事由を整備するとともに、都道府県知事による認定事業者に対する立入検査及び業務改善命令等、それらに違反した者等に対する罰則について規定する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.22地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国家戦略特別区域制度の運用に当たっては、いやしくも特定の者や、その関連企業に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、その公平性・透明性を十分確保すること。
- 二 国家戦略特別区域における規制改革事項を決定する場合には、指定及び決定に至る全ての過程の透明性・公正性の確保、議事内容の速やかな公表等を求めた平成29年の国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を徹底すること。
- 三 地方公共団体の長等を構成員とする国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に特定の事業者を構成員として追加する際には、その過程や議論の内容等に関する情報公開の徹底により、公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- 四 スーパーシティ事業を実施する際の標準的な接続仕様（A P I）の設計に際しては、その過程や事業者の選定及び議論の内容等について、情報公開の徹底により透明性を確保すること。
- 五 スーパーシティとする区域の指定基準を、国家戦略特別区域基本方針に定めるに当たっては、当該区域において住民満足度を高め、暮らしの課題を解決する観点から、推進する利点のみならず、プライバシー侵害への懸念等に対しても十分な説明と配慮がなされ、住民自治や民主主義に基づく決定や運用が担保される「住民目線の構想」が策定されること。
- 六 住民合意を要件として行う規制の特例措置の求めについては、国家戦略特別区域諮問会議が内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告できることも踏まえ、内閣総理大臣はスーパーシティに係る基本方針を定めるに当たっては地方自治の尊重を徹底すること。
- 七 スーパーシティ事業における新たな規制の特例措置を求めるに当たって必要となる住民合意については、住民の意向を十分に反映させるとの観点から、内閣府は、区域会議において、具体的

かつ明確な手続を定めるよう努めること。その際、内閣府令で定めるところにより添付することとされている「住民合意を証する書面」が何を指すものなのか、議会による否決は可能なのかも含め、地方公共団体に対し明確に示すこと。また合意後も、住民が継続的に関与する仕組みを検討すること。

- 八 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を行う実施主体に適用する安全管理基準は、個人情報の流出防止に万全を期したものを策定するとともに、その実施主体に対して、当該基準の遵守を徹底させること。またスーパーシティ事業を行う事業者に対し、本人の同意なしに顔認証システムによる個人情報の収集が行われることのないよう、個人情報保護関係法令の遵守を徹底し、サイバーセキュリティや、個人情報の流出防止を徹底するよう指導すること。
- 九 国や地方公共団体が、住民個人への合意や通知なく、個人情報を事業者に提供することのないよう、区域会議はプライバシー権や人権、国民の知る権利について考慮すること。その際、区域会議の構成員に事業者が含まれることに鑑み、政府は必要な監視を行うこと。
- 十 スーパーシティ事業に関し、万が一、個人情報が流出した場合に備えて、事後対応、補償措置等に関する運用を明確にすること。
- 十一 スーパーシティ事業に係る個人情報は本人同意の下で取り扱うとしているが、未成年者等、意思表示の難しい者からの「同意」「不同意」取付けの方法については、十分な説明をすること。
- 十二 スーパーシティ内での公共交通機関の縮小や廃止、現金のみの買い物ができなくなるなど、新たな格差の発生や社会の寛容性が失われぬよう、デジタルデバイドについても特段の配慮を行うこと。
- 十三 スーパーシティ内で収益が上がらないことを理由に企業が突然、事業撤退することによる住民への影響やリスクを十分に想定し、対応策を講ずること。
- 十四 ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。
- 十五 国家戦略特別区域革新的技術実証事業（地域限定型の規制のサンドボックス制度）に係る技術実証評価委員会委員の選定に当たっては、評価及び監視の中立性を確保するため、実証事業者と利害関係を有する者を選定しないようにすること。
右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.11総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、固定資産税
所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行う。
- 二、個人住民税
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除等の見直しを行う。
- 三、法人事業税
電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る課税方式の見直しを行う。
- 四、その他
 - 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
 - 2 この法律は、一部を除き、令和2年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 2.2.28可決 参議院 3.11総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 令和2年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額等を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆5,882億円とする。
- 2 地域社会の維持・再生に必要となる取組に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として、「地域社会再生事業費」を設けるほか、令和2年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 3 令和2年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,423億円を確保することとし、総額3,742億円とする。

二、地方財政法の一部改正

- 1 令和2年度から令和6年度までの間に限り、地方公共団体における河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる」ととする。
- 2 公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を5年間延長する。

三、施行期日

この法律は、令和2年4月1日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23総務委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を10年間延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を令和12年3月31日まで延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.3.27総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、市町村の合併については、市町村及び住民が主体的な判断で行うものであり、国による合併への強制、誘導がないようにすること。また、主体的な判断により合併を選択した市町村に対しては、合併後の諸施策が円滑に進められるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 二、平成の合併の効果や課題等について、合併を選択しなかった市町村や、合併に伴う課題を指摘している合併市町村を含め、幅広く関係団体等の意見を聴取した上で、引き続き、しっかりと評価・検証を行い、公表すること。
- 三、平成の合併の効果等の評価・検証により明らかになった課題等については、市町村と協力してその解決を図るとともに、住民自治の拡充のために必要な措置を講ずること。
- 四、今後の市町村間の広域連携の在り方については、地方の意見を聞く場を設ける等により、市町村の主体性や意見を十分に尊重しつつ、慎重かつ丁寧な検討を行うこと。

右決議する。

関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23財政金融委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の見直し

自動車安全部品用イグナイター等5品目の中止を無税とする。

二、納税環境の整備

- 1 無申告加算税の賦課決定がその除斥期間の終了間際にされた修正申告等に伴って行われる場合において、その除斥期間を延長することとする。また、税関が特恵受益国等の権限ある当局等に対して情報提供の要請をする場合において、その要請のときから3年の間、更正等をできることとする。

- 2 延滞税及び還付加算金の特例基準割合について引下げ等を行う。

三、とん税及び特別とん税の特例措置の創設

国際基幹航路に就航する外国貿易船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに1年分を一時に納付する場合の税率を軽減する。

四、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 令和2年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長するとともに、加糖調製品（6品目）の暫定税率を引き下げる。
- 2 令和2年3月31日に適用期限が到来する牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について、措置しない。
- 3 令和2年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する。
- 4 令和2年3月31日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を2年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和2年4月1日から施行する。

【附帯決議】（2.3.27財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 二 輸入消費税の脱税を目的とした金の密輸入や急増する覚醒剤等の不正薬物の密輸入を阻止する観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 最近におけるグローバル化の進展や日米貿易協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安全・安心を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び夏季休暇等の積極的な取得に向けた体制づくりを始め職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
- 四 豚熱の水際での対応、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止への対応等のため、税関における業務処理体制の整備、安全管理の徹底、職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 五 牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限を延長しない点につき、我が国と経済連携協定等を締結しない国については、畜産業を始めとする産業保護の観点から、輸入の動向に今後留意すること。
- 六 とん税及び特別とん税特例措置の創設については、国際基幹航路に就航する外国貿易船の国際戦略港湾への入港数を維持・拡大するという目的を踏まえつつ、税率引下げに伴う政策効果を不斷に検証し、今後の適切な措置を検討すること。

右決議する。

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際金融公社及び国際開発協会が途上国支援を強化するため増資を実施するに当たり、我が国が両機関に追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際金融公社に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、5億6,118万8,000合衆国ドルの範囲内において出資することができる。
- 二、国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、4,005億2,215万円の範囲内において出資することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.3.31財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際金融公社及び国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米や新興国等の国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。
- 二 国際機関の活動並びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開のより一層の充実に努めること。
- 三 国際機関の融資等を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう、主要出資国としてふさわしいリーダーシップを發揮することにより、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 四 国際機関への出資割合に見合った日本の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に更に尽力すること。

右決議する。

労働基準法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 2.3.17可決 参議院 3.18厚生労働委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、使用者の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存期間について、5年間に延長する。
- 二 付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から5年に延長する。
- 三 賃金（退職手当を除く。以下同じ。）の請求権の消滅時効期間を5年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権行使することができる時であることを明確化する。
- 四 一から三までによる改正後の規定の適用について、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金の請求権の消滅時効期間は、当分の間、3年間とする。
- 五 この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 六 この法律の施行前に労働基準法第114条に規定する違反があった場合の付加金の請求期間及び賃金の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

七 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(2.3.24厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、賃金とは、使用者が労働者に対して労働に対する報酬として支払う正当な対価であり、常に法令と契約に基づいて適正に支払われるべきものであって、賃金請求権は労働者の権利を保護するための重要な債権であることに鑑み、施行後5年を経過した場合においては、賃金請求権の消滅時効期間等を原則の5年とすること等について速やかに検討を行い、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

二、その環境整備のため、賃金台帳等の記録の保存期間については、施行後5年の経過を待たずにその延長が可能となるよう、中小企業等における賃金関連記録の電子データ化を積極的に支援し、記録の保存等にかかる負担の軽減を図ること。

三、労働基準監督署においては、賃金の未払を発生させないよう、事業所に対する指導・監督を徹底・強化するとともに、賃金未払事案に対しては是正指導を厳正に行うこと。

四、災害補償請求権の消滅時効期間については、労働者の災害補償という観点から十分であるのか、施行後5年を経過した際に、労働者災害補償保険法における消滅時効期間と併せ、速やかに専門的見地からの検討に着手すること。

五、労働者が消滅時効により請求権を失うことがないよう、労働者個々の事情に応じた相談・支援の一層の充実・強化を図ること。

六、改正後の規定に基づく消滅時効期間が本法の施行日以後に支払期日が到来する全ての賃金請求権に適用されることを含めた改正の内容について、周知・指導を徹底すること。

七、働き方改革関連法における改正項目が順次施行されていることを踏まえ、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等の施策を着実に推進するとともに、中小企業等における労務管理の適正化など、現場に混乱が生じないよう適切な支援を実施すること。

八、近時、労働法令が適用されない雇用類似の形態が増加している中で、労働者性を有する者に対しては、労働基準法を始めとする労働者保護法令が適正に適用されるよう労働者性の判断基準の周知徹底を図るとともに、その適用をなお一層厳密に行い、厳正な指導・監督を行うこと。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23厚生労働委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 65歳以上70歳未満の定年の定めをしている事業主等は、その雇用する高年齢者等について、当該定年の引上げ、65歳以上継続雇用制度の導入又は当該定年の定めの廃止の措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。ただし、当該事業主等が、労働者の過半数を代表する者等の同意を得た創業支援等措置を講ずることにより、その雇用する高年齢者等について、定年後等から70歳までの間の就業を確保する場合は、この限りでない。

二 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額は、原則として各支給対象月に支払われた賃金の額に100分の10を乗じて得た額とする。

三 事業主が同一人でない2以上の事業に使用される複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付を創設し、複数事業労働者を使用する事業ご

とに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、政府が算定する額を給付基礎日額とする。

四 1週間の所定労働時間が、一の事業主の適用事業において20時間未満かつ二の事業主の適用事業において合計20時間以上である65歳以上の者は、雇用保険の高年齢被保険者となることができる。

五 常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、雇い入れた通常の労働者等に占める中途採用により雇い入れられた者の割合を定期的に公表しなければならない。

六 育児休業給付金について、失業等給付とは別の章として育児休業給付の章を雇用保険法に新設し、雇用保険の一般保険料徴収額に育児休業給付率（1,000分の4の率を雇用保険率で除して得た率）を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとする。雇用勘定に育児休業給付資金を置く。

七 令和2年度及び令和3年度の各年度における雇用保険率については、1,000分の13.5等とする。

八 令和2年度及び令和3年度の各年度における失業等給付、育児休業給付等の支給に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とする。

九 この法律は、一から五までを除き、令和2年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.3.31厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、65歳までの高年齢者雇用確保措置が全ての企業において確実に実施されるよう、全国の常時雇用する労働者が30人以下の企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況の把握・集計・分析を早期に実施し、全事業主に対する制度趣旨及び内容の周知の徹底を行うとともに、違反事業主に対する厳正なる指導等の強化を通じて、早期に65歳までの希望者全員の雇用確保が図られるよう更なる努力を行うこと。

二、従来の高年齢者雇用確保措置においては、継続雇用制度を導入する企業が大半であり、かつ、その多くで60歳直前の賃金と比べ、賃金水準が大きく低下する傾向にあること等を踏まえ、高年齢者雇用安定法の目的である職業の安定と福祉の増進に加え、労働者の年金支給開始年齢までの生活安定及び高齢期の働きがいの確保に向け、不合理な待遇差を是正すべく均等・均衡待遇原則の徹底等、必要な対策を講ずること。

三、事業主が複数の高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、個々の労働者の意思を十分に尊重することを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。

四、事業主が高年齢者就業確保措置を講ずる場合において、70歳までの就労・就業を予定している労働者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいことを指針等で明確にし、その周知徹底を図ること。また、70歳までの継続雇用制度の導入に関し、他の事業主によるものが選択された場合において、可能な限り個々の労働者の希望や経験・能力に応じた職務の内容及び労働条件とすべきことを望ましいことを指針等に明記し、その周知徹底を図ること。

五、創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護等が確保されないこと等から、雇用による措置の場合とは異なり、改正後の高年齢者雇用安定法第10条の2第1項ただし書における措置であること、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要とされていること、当該同意が十分な説明のもとに雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護等が確保されない措置であることも含め納得してなさるべきであることを踏まえ、以下の事項を指針等で明確にすることを検討し、その周知徹底を図ること。

1 事業主は、当該措置の制度内容、特に雇用関係がない働き方の場合には労働関係法令による労働者保護が及ばないこと及び当該措置を選択する理由を書面等により過半数労働組合又は過半数代表者に十分に説明すること。また、当該措置を適用する労働者に対しても丁寧に説明し納得を得る努力をすることが重要であること。

2 事業主が当該措置を講ずる場合に、就業する者の報酬の額は、業務の内容や当該業務の遂行

に必要な知識・経験・能力、業務量等を十分に考慮したものとすべきであること。

- 3 事業主が当該措置を講ずる場合に、契約の有効期間や解除要件、発注の頻度、報酬の算定方法及び業務遂行上の費用負担、業務に関連した被災時の取扱い等を労使合意において書面により定めるとともに、対象労働者にも示すこと。
 - 4 事業主が当該措置のみを講ずる場合は、過半数労働組合又は過半数代表者の同意が必要であること。また、当該過半数代表者の選出に当たっては、同措置を講ずるか否かを協議するための過半数代表者の選出であることを明らかにした上で、民主的な手続により選出されなければならないこと。さらに、継続雇用制度の導入に加えて当該措置を講ずる場合であっても、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいこと。
 - 5 当該措置により就業する者について、同種の業務に労働者が従事する場合における労働契約法に規定する安全配慮義務を始めとする労働法制上の保護の内容も勘案しつつ、委託業務の内容・性格等に応じた適切な配慮を当該措置を講ずる事業主が行うことが望ましいこと。
 - 6 高年齢者雇用安定法の改正の趣旨が70歳までの雇用・就業機会の確保であることを踏まえ、当該措置を講ずる事業主は、70歳まで継続的に労働者を支援することが求められること。
 - 7 労使合意により当該措置の対象となる労働者の基準を定めるに当たっては、選考の基準等が恣意的なものでない等適切なものとなるようにすること。
- 六、創業支援等措置の導入を検討するに当たり、適切な労使合意を目指す観点から、関係労使双方が、判例・裁判例を基に労働者性の基準等について必要な知識を身につけることができるよう、研修や資料提供等の具体的な方策を検討し、実施すること。
- 七、高年齢者就業確保措置の掲げる措置に、現在シルバー人材センターが行っている高年齢者の就業機会の提供は含まれないことを周知すること。
- 八、創業支援等措置の社会貢献事業に關し、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業」に該当しないものを指針等において示すことを検討すること。
- 九、高年齢者雇用安定法に創業支援等措置を導入するに当たって、業務委託契約や請負契約、有償の社会貢献活動等に基づいて就業する者に特化した公式な統計が存在しないことに鑑み、就業する者の負担する経費や報酬の額、就業時間や就業日数、事故の発生状況等について必要な実態把握を行い、公表することを検討すること。
- 十、高年齢労働者の労働災害を防止するため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、創業支援等措置による就業についても、同ガイドラインを参考とするよう周知・広報すること。また、創業支援等措置により就業する者が被災したことを把握した場合は、当該措置を講ずる事業主が厚生労働大臣に報告することを検討することとし、同種の災害の再発を防止するための対策の検討に当該報告を活用すること。さらに、都道府県労働局等において、高年齢者雇用安定法や指針等に照らして問題のあるおそれのある契約上のトラブルや委託業務に起因する事故等による相談を受け付け、必要に応じて適切な助言・指導を行う体制を整備・強化することを検討すること。
- 十一、高年齢期においては、労働者の体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様となり、労働災害等の発生場面、頻度、負傷の程度等も異なってくる蓋然性が高いことから、事業主が高年齢労働者の働き方にふさわしいより柔軟な労働条件を整備できるよう適切に支援すること。
- 十二、65歳以降も働くことを希望する全ての労働者が個々の意欲及び能力に応じて働くことができる環境整備を図るため、その意欲や納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系の構築に対する助成、ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化等を始め、施策の充実に努めること。
- 十三、シルバー人材センター事業のいわゆる「臨・短・軽」要件の緩和が行われ、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業が可能となったことに鑑み、平成28年高年齢者雇用安定法改正後の同事業における高年齢者の就業状況、労働災害に当たる事故の発生状況等について調査を行い、必要に応じて適正就業ガイドラインの見直しを含めて検討すること。

十四、雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第15条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回、前回改正時の本委員会附帯決議のとおりでなく時限的な国庫負担率の引下げ措置が継続されることは遺憾であり、今回の措置については、令和3年度までの2年度間に厳に限った措置とすること。

十五、失業等給付と異なる給付体系に位置付けられる育児休業給付について、給付額が増加傾向にある状況を踏まえ、中長期的な観点から国庫負担割合も含めた制度の在り方を検討すること。また、介護休業給付金に関する暫定措置の恒久化についても検討を進めること。

十六、求職者支援制度について、雇用の安定化の必要性が高い者に対し十分な支援が行き届くよう制度運営の充実に努めるとともに、雇用政策に対する政府の責任を示す観点から、国庫負担割合の在り方を検討すること。

十七、企業による65歳までの雇用継続を下支えしている高年齢雇用継続給付について、今回の給付率の引下げに当たって、働き方改革関連法の「同一労働同一賃金」に基づく高年齢者の不合理な待遇差の解消に取り組む企業に対して十分な支援を行うこと。その上で、今後の給付の在り方については、65歳までの高年齢労働者の雇用の進展状況を十分に踏まえ、中長期的な観点から検討すること。

十八、複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者に対する雇用保険の適用について、施行後5年を目途に、懸念される逆選択やモラルハザードといった事象も含め、適用による行動変化や財政への影響等を十分に検証し、必要に応じて、マルチジョブホルダーに対する雇用保険の適用の在り方を検討すること。

十九、新型コロナウイルス感染症により我が国経済は大きな影響を受けており、今後雇用への影響の拡大が懸念されることから、雇用調整助成金を始めとする雇用保険三事業等を活用し、雇用の維持に万全を期すこと。

二十、雇用保険の対象とならない個人事業主・フリーランス等が、新型コロナウイルス感染症の拡大により多大な影響を受けている実態に鑑み、制度の在り方も含めその支援の強化に努めること。

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

二十二、大企業における中途採用比率の公表に当たっては、企業の実態や入社後のキャリアパス等の情報も中途採用を目指す労働者にとって有益であることから、様々な情報を総合的に公表しやすくするための支援を検討すること。また、中小企業においても大企業に義務付ける項目と併せてその他有益な情報の公表が自動的に進むよう支援を行うとともに、政府機関においても中途採用に関する情報の公表の在り方等について検討すること。

二十三、本法による特定社会保険労務士の業務追加に当たり、一部の社会保険労務士が「不適切な情報発信」を行うことにより、社会保険労務士の事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることのないよう、平成28年3月30日付基発0330第10号・年管発0330第5号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」の更なる徹底を図ること。

右決議する。

土地基本法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23国土交通委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、所有者不明土地の増加や自然災害の頻発等により、適正な土地の管理の重要性が増大していることに鑑み、土地政策の基本理念等を見直し、適正な土地の利用及び管理を確保する施策の総合的かつ効率的な推進を図るとともに、その前提となる地籍調査を円滑化、迅速化する等の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 土地基本法の一部改正

- 1 土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されることとする。
- 2 土地の所有者は、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならないこととする。
- 3 政府は、土地についての基本理念にのっとり、土地に関する施策の総合的な推進を図るため、土地に関する基本的な方針を定めなければならないこととする。

二 国土調査促進特別措置法の一部改正

国土交通大臣は、令和2年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を認めなければならないこととする。

三 国土調査法の一部改正

地籍調査を行う地方公共団体等は、地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、街区境界調査を先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成できることとする。

四 不動産登記法の一部改正

地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界について、筆界特定の申請をすることができることとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】(2.3.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 新たな土地についての基本理念や、土地所有者等の責務等について周知徹底を図るとともに、あわせて、土地の所有者が、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化及び当該土地の境界の明確化等の責務を果たすことを支援するための措置を講ずること。
- 二 土地基本法の基本理念にのっとり、基本的施策の実現等が図られるよう、適正な土地の利用及び管理を確保するための施策については、財産権を不当に侵害することのないよう十分に配慮しつつ、土地の有効利用の誘導、防災・減災、地域への外部不経済の発生防止及び解消等に向か、土地基本方針の策定を通じた関係省庁の緊密な連携の下、総合的に進めること。
- 三 放置されていくことが懸念される土地の管理について、地域における土地に関する現状把握及び周辺環境への悪影響を抑制するための対策など地域住民の取組を推進するため、ガイドラインの作成等の具体策について検討を行うこと。
- 四 新たに策定する土地基本方針に基づく施策の推進に当たっては、地籍調査の円滑化・迅速化を図るため新たに導入される手続等に関する国からの助言、有識者の派遣、知識・経験を有する民間事業者の積極的な活用等、地方公共団体への支援や連携協力に努めること。
- 五 土地基本法の改正を踏まえて講じられる国や地方公共団体による諸施策を通じて、土地の利活用が図られるよう、土地の管理不全化の防止、所有者不明土地の発生の抑制・解消に向けた取組を関係府省が一体となって行うこと。その際、相続登記の申請の義務化や土地の所有権放棄を認める制度等の創設に向けての検討を一層推進すること。
- 六 空き地・空き家への対策を推進するため、空き地等に関する条例や空家等対策の推進に関する

- 特別措置法等に基づいた地方公共団体等の取組を引き続き支援するとともに、管理不全の土地の解消等に関連した実効性のある制度の確立に向けた検討を行うこと。
- 七 所有者不明土地の利用・管理を推進し、所有者の探索方法の合理化に資する土地情報基盤を整備するため、不動産登記簿、森林簿、農地基本台帳、固定資産課税台帳、住民票、戸籍等の関連情報の利活用の在り方について引き続き検討すること。その際、個人情報保護には十分な配慮を行うこと。
- 八 土地は、国民のための限られた資源であることに鑑み、国際化の進展を踏まえ、国内外を問わず土地所有者の所在地を的確に把握できるような仕組みの在り方について検討すること。
- 九 我が国における高齢化や人口減少を踏まえ、早期に地籍調査を完了するため、調査手法の見直しを行うとともに、社会資本整備、防災対策等、より緊急性の高い地域での調査が着実に実施されるよう、優先実施地域の絞り込みを図りつつ、当該地域での実施を促進するための仕組みづくりについて検討を行うこと。
- 十 災害からの復旧・復興等に資する地籍調査の迅速化を図るため、その必要性及び重要性について、国民及び地方公共団体に周知すること。また、地籍調査の未着手・休止市町村の解消に向け、民間委託制度の活用促進等、体制が十分でない市町村へのきめ細やかな支援を行うとともに、早期に地籍調査を完了するため、新たに策定する国土調査事業十箇年計画に基づく事業の着実な推進のため必要となる予算の確保に努めること。
- 十一 地方公共団体による筆界特定の申請については、権利関係の明確化や円滑な地籍調査の実施等に資することから、地方公共団体による申請に応えられるよう、申請代理人や筆界調査委員などの専門的知識・経験を有する者の確保も含め、十分な体制及び必要な予算の確保に努めること。
右決議する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 2.4.7可決 参議院 5.1国土交通委員会付託 5.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の類型として教育啓発特定事業を追加する等、国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度を整備するとともに、公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加することとする。
- 二 主務大臣が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針及び市町村が作成する移動等円滑化促進方針に国民の理解の増進及び協力の確保に関する基本的な事項等を追加するとともに、市町村が作成する移動等円滑化基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施することとする。また、移動等円滑化の促進に関する基本方針、移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加することとする。
- 三 施設設置管理者は、その管理等する施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないこととする。
- 四 道路管理者は、旅客特定車両停留施設（バス等の旅客の乗降等のための道路施設）の新設又は改築を行うときは、道路移動等円滑化基準に適合させなければならないこととする。
- 五 一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる「特

別特定建築物」の範囲を拡大することとする。

六 公共交通事業者等又は道路管理者は、新設旅客施設等又は新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要な基準を遵守しなければならないこととする。

七 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。ただし、一及び二の改正規定等は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.12国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法の基本理念に則り、社会的障壁の除去のために合理的配慮について理解が深まり的確に提供されるため、必要な環境整備を推進すること。

二 障害者が公共交通機関の利用において、様々な制約が存在する状況に鑑み、障害者権利条約の理念を踏まえて移動の権利について検討を進めること。

三 車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進に当たっては、国民の具体的な行動につながるよう、関係事業者等と連携して積極的かつ集中的な広報活動及び啓発活動を実施すること。

四 インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置主体の別、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること。

五 公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、既設であっても、数値目標を示し、そのような施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、既設の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること。

六 移動円滑化基準適用除外認定車両を見直し、鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。

七 生活利便施設である物販、飲食店の数は2,000平米未満の小規模店舗が大半を占めることに鑑み、2,000平米未満の小規模店舗及び特別特定建築物内における店舗内部の障壁となっている入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めること、ガイドラインを定めること。あわせて、条例によるバリアフリー基準適合義務の対象規模の引下げ及び建築物特定施設の見直しを要請すること。

八 地方の旅客施設のバリアフリー化を進めること、基本方針に1日の平均的な利用者数が3,000人未満の駅も含めた整備目標を定めるよう検討すること。

九 無人駅の増加が当該駅を利用する障害者の社会的障壁とならないよう個々の障害に対応した合理的配慮を推進するために、介助を希望する障害者に対しては介助要員の常設配置を進める取組や乗降時に即応できる支援体制の整備を検討し、介助を要しない障害者に対しては単独乗降可能な駅ホームの整備等、事業者が取り組むべき事項をガイドラインに定めた上で、当該事業者が遵守するに必要な措置を講ずること。

十 介助が必要な障害者の公共交通機関の利用に際しては、必要な介助が安心して受けられるよう、事業者、行政、ボランティア団体等の連携の下、社会全体で障害のある利用者の安全を確保し、支えていくための取組を推進すること。

十一 障害者の公共交通機関の利用が拡大してきている中、国は車椅子使用者や視覚障害者を始めとする移動制約者と事業者双方との対話を重ねた上で、障害特性に応じた介助の要否の事例の整理などを行い、介助の在り方に対する考え方の明確化を図ること。

十二 駅ホームからの視覚障害者の転落事故が全国で多数発生していることに鑑み、事業者に加えて国・地方公共団体による積極的な支援など官民協力の下、ホームドアの設置、必要な介助要員の配置、バリアフリー設備の表示や駅の構造等情報提供の充実を進めよう、必要な措置を講ずること。

十三 障害者が居住可能な共同住宅を増やすため、そのバリアフリー整備の実態調査、建築設計標

準の見直し等必要な措置を講ずること。

十四 観光施設等における移動等円滑化に関する措置に係る情報提供の促進に当たっては、情報提供を行う事業者等と連携し、正確な情報が分かりやすく効果的に発信されるよう努めること。また、宿泊施設については、一般客室におけるユニバーサルデザイン化を推進するとともに、バリアフリー客室の設置率を国際的な水準に引き上げるため、必要な措置を講ずること。

十五 ユニバーサルデザインタクシーが活用されるため、運転者の負担軽減とともに、研修支援に必要な措置を講ずること。

十六 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである新国立競技場の整備に当たり行った当事者からの意見反映の仕組みをレガシーとして残す観点からも、建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。

十七 移動等円滑化評価会議及び同地域分科会において、地域の特性に応じた施設、先進的な施設の整備等を通じ、多様な障害当事者が参画を継続的に実施する等必要な措置を講ずること。

十八 障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 2.5.12可決 参議院 5.13国土交通委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、安全かつ円滑な道路交通の確保及び道路の効果的な利用の推進を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 国土交通大臣の登録を受けた限度超過車両を、同大臣による通行可能経路の有無の判定結果の回答の内容に従って通行させる者は、当該登録車両ごとに、その通行経路及び積載する貨物の重量を記録するとともに、当該通行に係る通行時間等を記録し、これらを保存しなければならないこととする。
- 2 道路の附属物に、特定車両停留施設及び、自動運行補助施設で道路上又は路面下に道路管理者が設けるものをそれぞれ追加することとする。
- 3 道路管理者は、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、歩行者の利便増進に資するものとして政令で定めるものの適正かつ計画的な設置の誘導が特に必要と認められるものについて、区間を定めて、歩行者利便増進道路として指定することができることする。
- 4 国土交通大臣は、災害が発生した場合に、都道府県又は市町村からの要請に基づき、都道府県又は市町村に代わって、指定区間外の国道の道路の啓開並びに都道府県道・市町村道の道路の啓開及び災害復旧工事を自ら行うこととする。

二 道路整備特別措置法の一部改正

- 1及び2に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社による、高速道路等の管理者の権限の代行に係る規定を整備することとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- 歩行者利便増進道路の区域に建設される電線共同溝の占用予定者を電線敷設工事資金貸付金の対象とするとともに、道路管理者から道路の占用の許可を受けて自動運行補助施設を設置する場合に、当該施設を設置しようとする者が要する費用に係る無利子貸付制度を創設することとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.19国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 人手不足で厳しい対応が求められている物流業界の生産性向上のため、新たな特殊車両の通行制度を創設するに当たっては、事業者が利用しやすく障害にも強いシステムを構築とともに、可能な限り速やかな施行に努めること。また、新たな制度が施行されるまでの間、現行の通行許可制度における審査の迅速化を引き続き進めること。
- 二 新たな特殊車両の通行制度の利用はETC2.0の搭載を要件とすることから、ETC2.0の普及に向けた支援など必要な措置を講ずること。また、ETC2.0を通じて把握した通行情報や重量計の計測記録等を活用し、過積載等の違反防止のための措置を適確に講ずるとともに、効果的な道路の維持管理や渋滞対策を推進すること。さらに、車載型重量計の国内での実用化及び普及促進に向けて、事業者に対する助成措置など必要な支援について検討を進めること。
- 三 物流の効率化、生産性向上、安全性確保等に資するため、特定車両停留施設として、ダブル連結トラックの荷台付け替え等のための中継地点や隊列走行トラックの隊列形成・分離スペースのほか、事業者の幅広いニーズに柔軟に対応した物流拠点の整備を推進すること。また、整備に当たっては、周辺の交通への影響を十分に考慮するとともに、施設利用者の利便性が確保されるよう必要な措置を講ずること。
- 四 交通結節拠点となる特定車両停留施設について、道の駅と同様に災害時には防災拠点として機能するよう必要な措置を講ずるとともに、バスロケーションシステムによる情報提供、バリアフリー化、Maasなど新たなモビリティ・サービスへの対応等、利用者に対し利便性の高いサービスを提供するものとして整備を進めること。
- 五 障害者に対する理解が不足している状況の中、心のバリアフリーの重要性が高まっていることに鑑み、特定車両停留施設において自動車駐車場等運営権を設定する場合であっても、民間事業者である自動車駐車場等運営権者が障害者への理解を深め、合理的配慮を推進する体制が整備されるよう必要な措置を講ずること。
- 六 歩行者中心の道路空間となる歩行者利便増進道路では、民間の創意工夫を引き出せるよう柔軟な運用を行うとともに、まちづくりを担う地方公共団体、地域の民間事業者等との連携を図りつつ、地方創生にも資する賑わいのある道路空間の構築に向けた必要な措置を講ずること。
- 七 自動運行補助施設について、自動運転技術に係る国際基準との調和が図られたものとなるよう基準の整備等必要な措置を講ずるとともに、今後の自動運転技術の急速な進化に対応できるよう、自動運転車両専用の走行空間の確保を始めとした自動運転社会における道路空間の在り方について引き続き検討を進めること。
- 八 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地方で公共交通事業の縮小やサービス水準の低下が懸念されていることに鑑み、道の駅を活用した中山間地域における移動支援サービスについては、高齢者など利用者の確実な地域の移動手段となるよう必要な措置を講ずること。
- 九 災害に強い道路を構築するため、地方公共団体における道路の維持・修繕を担う技術者の確保及び育成への支援に努めること。また、災害に対する即応力を高めるため、地方公共団体や復旧作業を行う建設業者との連携を一層推進するとともに、国の体制の充実を図ること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 2.4.10可決 参議院 4.13総務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基

地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波有効利用促進センターの業務の追加

電波有効利用促進センターの業務として、他の無線局と周波数を共用する無線局を当該他の無線局に妨害を与えるに運用するために必要な事項について照会に応ずる業務を追加する。

二、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加

特定基地局開設料の額を開設計画に記載しなければならない特定基地局として、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を追加する。

三、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備

電波法に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造又は改造された無線設備が、他の無線局に対して妨害を与えた場合に加え、妨害を与えるおそれがあると認められるときも、総務大臣が、その無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して勧告を行うことができる等の規定を整備する。

四、衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長

衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例について、平成32年3月末までとされている期限を令和4年3月末まで延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の使途の特例に係る期限の延長は公布の日から、電波有効利用促進センターの業務の追加は令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.4.16総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、周波数共用の実用化に当たっては、既存の無線局免許人が過度な負担・不利益を被ることがないよう十分配慮し、無線局情報の適正な管理や混信の防止等に万全を期すこと。

二、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度の運用に当たっては、評価額の高騰による設備投資の遅延など、電波の有効利用を阻害することのないよう、各審査項目を総合的に評価すること。

三、特定基地局の開設指針の策定及び同指針に基づく審査に当たっては、公平性・透明性を確保すること。

また、特定基地局開設料の使途については、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、電波利用料と同様に、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。

四、技術基準不適合機器の流通を抑止するため、オンラインショッピングサイト等における流通の実態を引き続き注視し、必要に応じ適切に対応すること。また、当該機器の流通の抑止を実効性のあるものとするため、総務省職員の増員など必要な技能を有する人員の確保に努めること。

五、衛星基幹放送の受信環境整備支援事業については、令和4年3月末までに確実に完了するよう、必要な措置を講ずること。

六、公共用無線の高度化については、当該高度化を促すための財政措置等に万全を期すとともに、新たに電波利用料を徴収する公共用無線局の範囲を政令で定めるに当たっては、各無線局の特性や財政措置等の状況を適切に反映すること。また、公共用周波数の割当て・用途の開示を進めること。

七、地上波放送の電波の有効利用の在り方については、国民・視聴者などの意見を十分に踏まえて検討すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 2.4.7可決 参議院 4.13法務委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を30人増加し、2,155人に、判事補の員数を30人減少し、897人に、それぞれ改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少し、21,818人に改める。

三、この法律は、令和2年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【附帯決議】(2.4.16法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟事件の内容の複雑困難化及び専門化について、引き続き、その実情を把握し、必要な対応を行うとともに、訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組んだ上で、目標達成に必要な範囲で裁判官の定員管理を行うこと。

二 裁判所職員定員法の改正を行う場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

三 最高裁判所においては、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、更なる削減等も含め検討していくこと。

四 現在の法曹養成制度の下での法曹志望者の減少が法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

五 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の割合の縮小に関する政府方針を踏まえ、必要な取組を進めること。

六 離婚後の子どもの養育費の不払、面会交流の実施をはじめとする子をめぐる事件の複雑困難化、家庭裁判所の家事事件の新受件数の増加等に対応するため、家庭裁判所の機能強化を図り、家事事件の専門性に配慮した適正な人員配置を行うこと。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23外交防衛委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、在セブ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館の名称及び位置の国名を改める。

三、在カザフスタン日本国大使館の位置の地名を改める。

四、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

五、この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、在セブ日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律案(閣法第19号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 4.1文教科学委員会付託 4.10本会議可決)

【要旨】

本法律案は、文化及び観光の振興並びに地域の活性化を図る上で文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪の促進が重要となっていることに鑑み、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光を、文化観光という。
- 2 文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、文化資源の解説及び紹介をするとともに、施設の所在する地域に係る文化観光の推進に関する事業を行う者（以下「文化観光推進事業者」という。）と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるものを、文化観光拠点施設という。

二、主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）による基本方針の策定

主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関し、その意義や目標、事業、計画の認定、関連施策との連携に関する基本的事項等を定めた基本方針を策定する。

三、地域における文化観光を推進するための措置

- 1 文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共同して、拠点計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。
- 2 市町村又は都道府県が組織する協議会において地域計画を作成したときは、市町村又は都道府県、文化観光拠点施設の設置者及び文化観光推進事業者は、共同で主務大臣の認定を申請することができる。
- 3 認定を受けた拠点計画及び地域計画に基づく事業に対し、共通乗車船券等についての特例を定めるとともに、認定を受けた地域計画に基づく事業に対し、文化財の登録の提案についての特例を定める。
- 4 国・地方公共団体・国立博物館等による助言、日本政府観光局による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等に関する規定を設ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.4.7文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に基づく博物館等に対する財政的支援が、文化観光を推進する少数の拠点への集中的な支援であることを踏まえ、我が国全体の博物館等を広く下支えする財政的支援にも努め、文化芸術の保存、継承や発信、社会教育等といった博物館の基本的機能の維持向上を図ること。
- 二、国、地方公共団体及び本法に定めのある独立行政法人は、本法における計画の認定を受けた者に対する助言その他の援助等にとどまらず、我が国の博物館等の振興のため、広く一般の博物館等からの助言等の求めに対し、可能な限り応じよう努めること。特に博物館等の社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。
- 三、文化観光拠点施設の機能強化を図る上で、文化財の価値等を分かりやすく説明できる学芸員等の育成・配置が重要であることを踏まえ、我が国の文化活動の基盤を担う人材の育成・確保等に向けた更なる研修制度の充実、社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること。
- 四、本法における共通乗車船券や道路運送法の特例等の認定拠点計画及び地域計画に対する特例措置及び支援については、既存の法律及び予算によって対応が可能と考えられるものもあることに鑑み、国は、本法に係る予算の執行等に当たり、政策の重複による税金の無駄遣いとならないよう十分留意すること。

- 五、本法は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化観光の推進という目標

を掲げているものの、同大会が延期されたことに鑑み、本法の成立に期待をかける地方公共団体や文化観光拠点施設等の関係者の要望を勘案しつつ、十分な配慮と責任を持った判断に基づき、本法の施行に向けた万全の準備に取り組むこと。

六、本法に基づき文化観光推進施策を進めるに当たっては、主務大臣である文部科学大臣と国土交通大臣による緊密な連携が不可欠である。さらに、地域の要望に適切に応えるためには、本法に関連する各種事業に係る企画立案業務に関して、環境省、警察庁、経済産業省など、幅広い省庁との調整等を遺漏なく行うことが必要であることから、効果的・効率的な事務遂行と必要な体制整備のため、政府において特段の配慮を行うこと。

右決議する。

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.20国土交通委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

- 1 地方公共団体は、基本方針に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成するよう努めなければならないこととする。
- 2 1の計画に定められた地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業を実施することとし、国の認定を受けた場合、関係法律の特例が適用されることとする。
- 3 新モビリティサービス事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることとする。

二 道路運送法の一部改正

- 1 営業区域外旅客運送の禁止の例外として、災害の場合その他緊急を要するとき及び地域の旅客運送需要に応じた運送サービスの提供が困難な場合として地域の協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めることを定めることとする。
- 2 自家用有償旅客運送の運送対象に観光旅客その他の当該地域を来訪する者を追加することとする。

三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、現行の要件に加え、関係地方公共団体が実施する地域公共交通に関する施策と調和したものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、流通業務総合効率化事業を推進するため、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付け等の業務を行うこととする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 交通事業者、物流事業者等が必要な輸送機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症による急激な経営悪化に対する財政、税制、金融等の各種支援策を一層充実するとともに、その從

- 業員に対して実施される雇用維持対策及び感染症予防対策等への更なる支援強化に努めること。
- 二 國及び地方公共団体は、持続可能な地域公共交通の確保及び維持のために安定的な財源の確保を図ること。また、バス、タクシーやデマンド交通の確保及び維持等、公共交通の利用環境の改善に関する取組に対しては、これまで以上に多様かつ柔軟な対応を図りつつ、財政的な支援を図ること。
- 三 地域公共交通の確保及び維持のために、自動車運転者等輸送の担い手である公共交通に従事する者の確保、育成及び定着に配慮するとともに、自動車運転者等の賃金及び労働時間等の労働条件の改善について幅広く検討すること。
- 四 地域公共交通計画を適切に作成し同計画に基づく事業計画等を円滑に推進するために、外部有識者からの助言なども含めた計画作成に要する費用を始めとする財政的支援を一層充実するとともに、ガイドラインの作成、知見やノウハウの提供、人材の確保や育成といった、ソフト面での支援や助言も十分に行うこと。また、地域公共交通計画の作成に当たり、地方公共団体における組織体制の充実のための支援を強化すること。
- 五 福祉輸送、スクールバス等の地域の輸送資源の総動員に当たっては、これらの担い手である関係者とともに高齢者、障害者等の移動弱者の声を代表する者が協議会に参画できるよう、基本方針やガイドラインで、明らかにすること。また、既存の公共交通サービスを改善する取組を推進し、バリアフリーの視点に立った利便性及び快適性の向上に向けた必要な環境整備を図ること。
- 六 MaaSを全国へ円滑に普及させる観点から、その導入によって実現される社会像を国民に分かりやすく示していくとともに、ICT等の最新技術の積極的な活用による交通ビッグデータの整備など、将来の交通社会の変革に資する環境整備を図ること。
- 七 自家用有償旅客運送が事実上の営利事業として地域公共交通の担い手となっているタクシー事業者の経営を圧迫することにならないよう対策を講ずること。また、地域公共交通会議等における関係者の協議を経て、安全の確保、利用者の保護等に万全を期すこと。あわせて、いわゆる「ライドシェア」は引き続き導入を認めないこと。
- 八 高齢化の進行や人口の減少に伴って交通空白が急速に拡大する過疎地域での移動手段の確保のため、より身近な地域コミュニティにおける道路運送法の許可や登録を要しない共助による運送の在り方について、ライドシェアを除外した上で検討を深めること。
- 九 営業区域外旅客運送を行うタクシー事業については、住民の利便性の向上に資する観点から、地域公共交通会議等において十分な協議を経て、一定のルールの下で、事業者において混乱なく、また、運用の効率化ができるよう、ガイドラインの制定や通知の発出等必要な措置を講ずること。
- 十 地域公共交通利便増進事業において、乗合バスの新規参入等に係る通知を受けて地方公共団体から地域の意見が提出された場合は、その意見を十分に尊重し判断を行うこと。あわせて、運行計画におけるいわゆるクリームスキミング規制について時間帯による運行本数のみならず面的なネットワークの維持に繋がるよう地域の判断を前提とした今回の制度改正の効果を検証し、必要に応じてその見直しを検討すること。また、同事業における事業者間の利害調整が円滑に進むよう環境整備に努めること。
- 十一 地域公共交通計画において事業の効率化に関する指標を定めた上で、毎年度、実施状況の評価等を行い、それを翌年度以降の事業予算等に反映されるという適正なPDCAサイクルが地方公共団体において継続的に実施されるよう、支援や助言を十分に行うこと。
- 十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による民間事業者への資金の貸付制度の運用に当たっては、公的資金を原資とするものであることを踏まえ、真に地域公共交通の活性化を図る目的に合致した事業に限定するとともに、選定基準の明確化を図ること。また、貸付対象となる事業者について、客観的かつ中立的な立場から審査及び評価を行うとともに、第三者委員会を活用して選定過程の透明化と説明責任の向上を図るよう機構を指導すること。
- 右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 2.5.19可決 参議院 5.27国土交通委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都市の魅力及び防災機能を高め、都市の再生を図ることを目的としており、その主要内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、滞在の快適性等の向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域を都市再生整備計画に記載することができるのこととともに、公園施設設置管理協定に基づき、公園管理者は、同区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるものの設置等について許可の申請があった場合においては、許可を与えなければならないこととする。
- 二 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に一定規模以上の路外駐車場の設置等をしようとする者は、やむを得ない場合を除き、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならないものとすることとする。
- 三 エリア価値の向上に資する民間都市開発プロジェクトについて、国土交通大臣の認定を申請することができる期限を令和8年度末まで延長することとする。
- 四 立地適正化計画の居住誘導区域内において、病院、店舗等の都市の居住者の日常生活に必要な施設について用途制限の緩和等を行うこととする。
- 五 立地適正化計画の記載事項として、市町村による居住誘導区域内の防災対策及び安全確保策を定めた防災指針に関する事項を追加することとする。
- 六 市町村は、立地適正化計画において防災指針に即して、居住誘導区域外で災害の発生のおそれのある区域から居住誘導区域内で災害の防止等を図るために措置が講じられた区域への住宅等の移転等に係る促進事業を行おうとするときは、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成することができることとする。
- 七 開発許可の基準として、自己業務用の建築物に係る開発行為については、災害危険区域等の土地の区域を含まないものとともに、都道府県が条例で市街化調整区域において開発許可を行い得る区域等を定める際に基準とすべき政令は、災害の防止等の事情を考慮して定めることとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.6.2国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害危険区域等における開発許可の見直しについては、関係政令等の内容を関係事業者や地方公共団体に対し早期に示した上でその周知徹底を図ること。また、本法の趣旨に鑑み、市街化区域の浸水ハザードエリア等における開発許可についても、その周辺地域を含め溢水等の災害リスクが増大しないよう適切な措置がなされているか等について十分に確認して基準への適合性が判断されるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 二 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、国において事務経費を含めた財政支援を行うことなどにより、防災集団移転促進事業が事前防災対策として積極的に活用されるよう地方公共団体の取組を後押しすること。また、多数の災害弱者が利用する病院、社会福祉施設等の災害危険区域等からの移転が図られるよう一層の取組を行うこと。
- 三 立地適正化計画について、災害危険区域等が居住誘導区域から可能な限り除外されるよう助言等を行うとともに、除外が困難な区域については、防災指針に基づき適切な対策が講じられるよう必要な支援を行うこと。また、防災指針に基づく取組を進める際には、市町村と国や都道府県の河川管理者等とが連携し、必要な治水対策等とまちづくりが一体となったものとなるよう、関係者による総合的な取組を推進すること。

- 四 現存する緑地や農地の適切な保全は、市街地の拡散や管理放棄地化の抑止につながり、居住誘導区域外の区域における環境保全に資することに鑑み、その保全に資する諸制度の活用を引き続き積極的に推進すること。また、都市農業の利便増進と良好な居住環境の確保に向けて、現行の生産緑地制度や田園住居地域制度等も含め、地域特性に応じた制度の活用が図られるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 五 居住環境向上用途誘導地区を定め、病院、店舗等の日常生活に必要な施設の立地の促進を図る際には、既存の用途地域の趣旨を踏まえ、建築規制の緩和が住環境や景観に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、地域住民等の意向に十分配慮した運用がなされるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 六 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けて議論が行われる市町村都市再生協議会については、豊かな生活を支え魅力あるまちづくりに資する都市再生整備計画を策定する観点から、幅広い住民の多様なニーズを反映させられるよう、障害者団体、子育て支援団体、高齢者団体など、構成員の多様化を促すこと。また、障害者、子育て世代、高齢者などが利用しやすい空間を作るため、バリアフリーの観点を踏まえた整備がなされるよう、地方公共団体に対し適切な助言等を行うこと。
- 七 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するに当たっては、開発によって、従来から居住している低所得者などが生活上の不利益を被ることのないよう、支援措置を講ずるなど十分に配慮すること。
- 八 本法に基づいて都市開発を行うに当たっては、市町村において人材や専門的ノウハウが不足している状況等に鑑み、民間事業者等の選定に当たり、土地所有者、住民や利害関係人等の意見を十分に反映した事業の実施ができる者を適切に判断できるよう、必要な技術的支援を行うこと。
右決議する。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 2.4.23可決 参議院 5.13経済産業委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入は、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における同システムの開発供給に關係する産業の国際競争力の強化並びに同システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

二 指針の策定

主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針を定めるものとする。

三 開発供給計画及び導入計画の認定

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行おうとする事業者は、その実施しようとする開発供給又は導入に関する計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。主務大臣は、認定の申請があった計画が指針に照らし適切なものであり、当該計画に係る開発供給又は導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

四 認定計画に係る支援措置

認定された計画に係る開発供給及び導入について、株式会社日本政策金融公庫法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例及び課税の特例の措置を講ずる。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.26経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画及び導入計画の認定に当たっては、サイバーセキュリティの確保を前提としつつ、事業者にとって公正公平で予見可能性が高い認定基準を明確に定めるとともに、サイバーセキュリティ及び5G等に関する専門人材の確保に努め、関係省庁間の緊密な連携の下、適切な認定の実施に向けた体制の整備に万全を期すこと。
- 二 通信事業者による5G基地局の整備については、効率的に全国への早期整備が行われるよう、インフラシェアリングや既存4G基地局の利用促進に向けた環境整備を図ること。
- 三 5Gが我が国産業における新事業創出及び事業革新につながるよう、5Gの利活用に係る実証研究を一層支援するとともに、個人事業主まで含めた中小企業等における5Gの幅広い利活用の推進に向けて、その活用事例・成功事例の周知に努めること。

また、ローカル5Gの導入促進に向けては、中小企業等の導入事業者の負担が重くなることに鑑み、本法施行後の状況を注視しつつ、更なる支援策について検討すること。

- 四 ドローンについては、配達困難地域での配送、インフラの点検、農業での活用等様々な分野で地域課題の解決や地域経済の活性化に資することに鑑み、その活用を促進するため、導入事業者に対する更なる支援策について検討すること。

- 五 我が国産業を取り巻く市場の変化や技術革新の急速な進展、サプライチェーンの再構築の必要性や経済安全保障の重要性の高まり等に対応しつつ、我が国の産業政策について不断の見直しを行ふとともに、ポスト5Gや6Gを見据えた新たな産業の創造に向け、需要喚起に資する技術開発や国際標準化への取組等、施策の戦略的かつ機動的な推進や効果的な支援の実施に努めること。

右決議する。

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 2.4.23可決 参議院 5.13経済産業委員会付託 5.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、商品等提供利用者等の利益の保護を図ることが課題となっている状況に鑑み、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価その他の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、政令で定める事業の区分ごとに、商品等の売上額の総額、利用者数等が政令で定める規模以上であるものを提供する者を特定デジタルプラットフォーム提供者として指定する。なお、デジタルプラットフォームは、デジタル技術を用いて商品等提供利用者と一般利用者をつなぐ場（商品等提供利用者・一般利用者の増加が互いの便益を増進させ、双方の数が更に増加する関係等を利用したものに限る）を、インターネット等を通じて提供する役務と捉える。

二、特定デジタルプラットフォーム提供者の情報開示、講すべき措置等

特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対する提供条件等の開示のほか、経済産業大臣が定める指針を踏まえ、商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図る

ために必要な措置（手続・体制の整備等）を講じなければならず、これに対し、経済産業大臣は、勧告・公表等を行うことができる。また、特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、事業概要、苦情処理等、情報開示の状況、手続・体制整備等に関する事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならず、経済産業大臣はその報告書の提出を受けたときは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性について評価を行い、その結果を報告書の概要とともに公表しなければならない。

三、公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣は、独占禁止法違反の事実があると認めるときは、公正取引委員会に同法に基づく措置を求めることができる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.26経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定については、市場の変化等に対応して、デジタルプラットフォームの取引慣行等に関する調査を適時に実施し、必要な見直しの検討を速やかに行うこと。その際、デジタルプラットフォームのイノベーションが阻害されないこと、利用者の保護を十分図ること、国内外のデジタルプラットフォーム提供者に同一の規律を及ぼすことに特に留意すること。
- 二 特定デジタルプラットフォーム提供者が経済産業大臣に提出する報告書の評価に当たっては、利用者又はその組織する団体、学識経験者等から幅広く意見を聞くことで、利用者の保護を図るとともに、特定デジタルプラットフォーム提供者とも十分なコミュニケーションを図り、当該特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の迅速かつ実効的な確保に資するよう、適切な実施に努めること。
- 三 特定デジタルプラットフォームに係る苦情処理及び紛争解決については、中小企業者等の利用者にとって過度な負担とならない、簡便かつ迅速な体制・手続の整備が図られるよう努めるとともに、当事者間の苦情処理や紛争解決の適切性、妥当性が客観的に評価されるシステムの構築を検討すること。また、特定デジタルプラットフォーム提供者の行為が「独占禁止法」に違反していると認めるときは、速やかに公正取引委員会に対して、適当な措置をとることを求める。
- 四 本法の実効性を高め、とりわけ中小企業者等の利用者の意見等について迅速に対応するため、諸外国における取組等を踏まえながら、外部の知見を得るために専門人材等を積極的に活用し、利用者、特定デジタルプラットフォーム提供者等の関係者間の相互理解の促進に向け、課題等を適時共有できる体制整備に努めること。また、デジタルプラットフォームに係る規律の在り方について、欧米などの諸外国の動向等を踏まえつつ国際的な連携の取組を進めること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 2.4.23可決 参議院 5.11財政金融委員会付託 5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域活性化又は我が国の企業の競争力の強化等に資する資金供給を引き続き促進するため、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）による特定投資業務について、その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和3年3月31日から令和8年3月31日まで延長する。
- 二、特定投資業務の適確な実施のために政府が会社に出資することができる期限を令和3年3月31

日から令和8年3月31日まで延長する。

三、特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長する。

四、附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

3 政府は、2の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。

【附帯決議】(2.5.14財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 株式会社日本政策投資銀行の完全民営化方針を踏まえ、同行による業務については、民間金融機関等との協調に配意し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意しつつ、その適確な実施に万全を期すこと。

二 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献し、民間による成長資金供給を促すよう、適切な運用を行うとともに、同業務の政策効果を定量的に把握し、的確に評価・検証すること。あわせて、同業務は民間による自立的な成長資金の供給が充足するまでの過渡的な対応であることを十分に認識し、同業務の期限の延長を漫然と繰り返すことのないよう、適切な措置を講ずること。

三 国民への説明責任を果たす観点から、特定投資業務の個別案件における投資状況を含め、同業務に係る情報の公開をより一層推進すること。また、株式会社日本政策投資銀行において、同業務の個別案件について進捗状況を継続的に把握し、財務の健全性が確保されること。

四 株式会社日本政策投資銀行の株式については、同行の業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保や同行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意し、同行の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講じつつ、その処分時期及び処分方法等の検討を行うこと。

五 株式会社日本政策投資銀行から地域金融機関に対する先進的な金融ノウハウの提供や同行と地域金融機関との協働等により、地域経済の自立的発展の実現に資する人材の育成や確保が図られるよう、適切な措置を講ずること。

六 新型コロナウィルス感染症による被害への対応のため、株式会社日本政策投資銀行の危機対応融資等の活用や、中堅・大企業の資金繰りへの支援を通じ、中小事業者を取り巻く厳しい環境の改善に万全を期すこと。

右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置を講ずるとともに、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、患畜等以外の家畜の殺処分制度の対象となる家畜伝染病の追加、輸出入検疫に係る家畜防疫官の権限の強化、アフリカ豚熱に関する特例の本則への位置付け等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者、国及び地方公共団体並びに関連事業者の責務を規定することとする。

二、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

- 1 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者を選任しなければならないこととする。
- 2 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準に基づく都道府県知事による指導等についての指針を策定し、都道府県知事は、当該指針に即して、具体的な指導等の実施に関する計画を策定することとする。

三、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置付け

- 1 都道府県知事は、衛生管理区域周辺以外の場所において悪性伝染性疾病にかかっている家畜以外の動物が発見された場合にも、消毒のほか、通行の制限又は遮断をすることができることとする。
- 2 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延防止のため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、病原体の拡散の防止の方法等について改善すべきことを勧告し、及び命令できることとする。

四、予防的殺処分の対象疾病的拡大

患畜又は疑似患畜以外の家畜の殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、口蹄疫^{てい}又はアフリカ豚熱にかかっている家畜以外の動物が発見された場合にも、当該殺処分を実施できることとする。

五、家畜防疫官の権限の強化

家畜防疫官は、入国者及び出国者の携帯品中の指定検疫物等の有無について質問し、検査を行い、輸出入検疫の結果、法に違反している事実があると認めるときは、当該物品を廃棄できることとする。

六、施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.3.27農林水産委員会議決)

平成30年9月以降、国内における豚熱の発生を受け、農林水産省は、都道府県や関係省庁と連携し、防疫の基本となる飼養衛生管理の徹底、予防的ワクチンの接種、野生イノシシの捕獲強化や経口ワクチン散布等を行い、豚熱の封じ込めに向けて対策を講じてきたところである。

一方、ワクチンや有効な治療方法がないアフリカ豚熱はアジア地域で急速に拡大し、我が国への侵入の脅威が一層高まっている。国会においては、家畜の悪性伝染性疾病のまん延は我が国畜産業に深刻な打撃を与えるという認識の下に、本法律案の提出に先立ち、当分の間の措置を定めたアフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするための法整備を行ったところである。

豚熱を早期に終息させ、アフリカ豚熱等の悪性伝染性疾病の国内への侵入を防止することは、我が国の畜産の振興を図る上で最優先かつ最重要の課題であり、引き続き、政府、都道府県、関係者一体となって家畜防疫に取り組む必要がある。

また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢、ヨーネ病等の伝染性疾病の脅威が引き続き存在しており、適切に対応していくことが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 都道府県が飼養衛生管理に係る指導等に積極的に取り組むために、都道府県の飼養衛生管理指導等計画の策定について十分な指導及び助言を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防を図ること。
また、都道府県による飼養衛生管理に係る指導等の取組状況を正確に把握し、的確な指導を行うこと。特に、養豚農場における飼養衛生管理の水準が向上するよう措置すること。
- 二 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための措置に係る国、地方公共団体、家畜の所有者、関連事業者及び自衛防疫団体の相互の連携を強化し、実効性のある防疫措置を実施するために、協議会を積極的に開催し、その活用を図るとともに、獣医師である家畜防疫員の十分な確保など体制を強化すること。また、人に危害を及ぼすおそれのある人獣共通感染症等の未知の家

畜伝染性新疾病の発生に備え、実効性のある防疫措置の実施、予防法や治療法の開発等ができるよう、体制の整備を図ること。

三 家畜伝染病の発生時における適切かつ迅速な初動対応を実施するために、家畜の健康観察により特定症状が確認された場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう、都道府県と連携しつつ、家畜の所有者その他畜産業従事者への周知を徹底すること。

四 海外からの畜産物の違法持込みに対する罰則強化、当該違反畜産物の廃棄等の家畜防疫官の権限強化については、厳格に運用し摘発を強化するとともに、外国政府、船舶・航空会社及び旅行会社等を通じてその周知を徹底すること。また、家畜防疫官の増員、検疫探知犬の増頭等により水際検疫に係る体制の充実・強化を図ること。さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が海外でまん延している現状に鑑み、その国際的な拡散を防止するため、近隣諸国と協力し、疾病情報等の共有を進めるとともに、防疫対策の向上を推進すること。

五 野生動物に悪性伝染性疾病的発生が確認された場合においては、飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告・命令を含むまん延防止措置が的確に行われるよう速やかに都道府県知事に指示すること。また、野生鳥獣の捕獲活動に従事する者の高齢化・減少が進む中、野生イノシシによる養豚農場への豚熱等の侵入リスクの軽減及び浸潤状況調査のため、関係者が緊密に連携して、戦略的にその捕獲を強化するとともに、陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進すること。

六 飼養衛生管理基準の見直しによるエコフィードに係る加熱処理条件の引上げについては、農場における遵守はもとより、食品リサイクル事業者が円滑に対応できるよう、施設の更新に係る低利融資等の支援を行うこと。

右決議する。

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.27経済産業委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、電気事業法の一部改正

- 1 一般送配電事業者に、災害時連携計画の策定、災害復旧時の地方公共団体の長等への情報提供、送配電設備の計画的な更新を義務付ける。
- 2 広域系統整備計画の策定業務を広域的運営推進機関の業務に追加する。
- 3 送配電網の強靭化等の実現のため、経済産業大臣が事業者の投資計画等を踏まえて収入上限を定期的に承認し、その枠内でコスト効率化を促す託送料金制度を創設する。
- 4 特定エリア内で分散小型の電源等を含む配電網を運用しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となるよう、配電事業を法律上位置付ける。

二、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

- 1 題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。
- 2 現行の固定価格買取制度に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（供給促進交付金）を創設する。
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強費用の一部を、賦課金方式により全国で支える制度を創設する。
- 4 事業用太陽光発電事業者に、設備の解体等のための費用に関する外部積立てを原則義務付ける。

三、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

- 1 緊急時に、電気事業法の規定に基づく経済産業大臣からの要請により、発電用燃料の調達を行う業務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の業務に

追加する。

- 2 天然ガスの調達先の多様化や金属鉱物の安定的な供給を確保するため、機構に天然ガスの海外の積替・貯蔵基地や金属鉱物の海外における採掘・製錬事業に対する出資等の業務を追加する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 事故等により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、一般送配電事業者が速やかに支障を除去するために講すべき対策について、予め検証を行うとともに、関係省庁間又は関係省庁と地方公共団体の間の調整等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。

- 二 一般送配電事業者が共同して作成する災害時連携計画については、公衆安全並びに作業現場における労働安全衛生の確保を大前提とした上で、真に災害復旧の迅速化・円滑化に資するものとなるよう現場の実態や関係者の意見等を踏まえながら検討を進めること。その際、今後の災害復旧の経験から得られる改善点等について、速やかに情報共有が行われ、災害対応力の全国一律の向上が図られるよう指導すること。

また、同計画で定める電気工作物の仕様の共通化の検討に当たっては、作業の安全確保を大前提とし、現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう配慮すること。

- 三 災害時等における地方公共団体等への一般送配電事業者等の電力データの提供に当たっては、災害復旧の現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう、予めデータ提供の様式や手順等を定めるとともに、地方公共団体の要望集約等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。

- 四 平時における電力データの提供に当たっては、節電やエネルギー需給の効率化のための需給管理等を推進する観点も含めて、その活用を進めるとともに、個人情報の万全な保護及び事業者間の公正競争の確保に配慮しつつ、新たな事業展開に繋がるよう取り組むこと。

- 五 電力広域的運営推進機関による広域系統整備計画の策定等については、電力システム改革が進展する中で、レジリエンスの強化や再生可能エネルギーの大量導入を促しつつ国民負担を抑制する観点から、一般送配電事業者による送配電網設備の整備が効果的に行われるよう、検討を行うこと。

- 六 送配電網の強靭化とコスト効率化を両立するための新たな託送料金制度の詳細な検討に際しては、電力の安定供給の継続的な確保とこれを支える人材の確保・育成等に支障が生じないよう、現場の実態や地域特性など関係者の意見等を踏まえながら検討すること。

- 七 地域においてエネルギーの地産地消や災害に強い電気供給体制の確立等に資する分散型電力システムの円滑な導入が図られるよう、社会的コストの増大を招かないことを基本とした上で、地域の意向を十分踏まえつつ、配電事業者及びアグリゲーターによる事業参入の円滑化に向けた環境整備を図ること。

その際、アグリゲーターに対しては、災害発生時のリスク対応など電力の安定供給確保やサイバーセキュリティ確保に万全を期すよう、適切な指導監督に努めること。また、配電事業の許可を行う際には、事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進に資するよう適切に審査するとともに、事業の休廃止により電気の使用者の利益が損なわれることのないよう必要な措置を講ずること。

- 八 FIP制度の導入に当たっては、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、主力電源化に向けた電力市場への統合という制度改革の趣旨が堅持されるよう、対象となる電源、規模、プレミアムに係る参照価格の見直し期間等について定めるとともに、制度導入後も不断の検証を行い必要な措置を講ずること。

- 九 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組が国民の理解と協力の下により健全かつ効果的に進められるよう、未稼働案件対策、設備廃棄対策、地域の理解を得られにくい開発案件対策、

長期安定発電を可能とするような産業育成について、関係省庁の密接な連携により進めること。

十 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に伴い発生する、電気事業者が現に締結する特定契約の変更その他の事務処理及びそれらに要する費用について、当該電気事業者の負担が軽減されるよう配慮すること。

右決議する。

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(閣法第27号)

(衆議院 2.5.28修正議決 参議院 6.1総務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、電話リレーサービス提供機関の指定に関する制度及び電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総務大臣は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針を定めることとする。

二、総務大臣は、電話リレーサービスの提供の業務を適正かつ確実に実施できる者を、その申請により、電話リレーサービス提供機関として指定できることとし、業務規律及び監督規律に関する規定を整備する。

三、電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を、電話リレーサービス提供機関に対し交付することとし、当該交付金に係る負担金について、電話提供事業者に納付を義務付ける。

四、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、総務大臣は、基本方針を定めようとするときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする修正が行われた。

【附帯決議】(2.6.4総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電話リレーサービス提供機関及び支援機関の運営については、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえ、指導監督を行うこと。

二、電話リレーサービスのオペレーターについては、専門的な技術や知識を要することを踏まえ、手話通訳士、手話言語通訳者又はこれらと同等の資格や技能を有する者を基本とすること。また、オペレーターの養成カリキュラムの策定に当たっては、手話通訳者及び要約筆記者養成にかかる現行制度及び聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえて行うこと。

三、オペレーター人材を安定的に確保するため、その雇用条件が技能の特性に見合った適正なものとなるよう、電話リレーサービス提供機関に対して助言を行うこと。

四、電話リレーサービスに対する国民の理解を深めるための、教育活動、広報活動等については、地方公共団体、聴覚障害者団体及び聴覚障害者情報提供施設と協力して行うとともに、電話リレーサービスによる本人確認など聴覚障害者等が電話をより一層円滑に利用できるよう、通話の相手方の理解促進と利用環境の整備に努めること。

五、電話リレーサービスを用いた緊急通報については、警察、消防等の受理機関が確実に対応できるよう、地方公共団体等に対して周知徹底を図ること。

六、電話リレーサービスの利用にかかる聴覚障害者等の経済的負担について検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

七、本法の施行の状況について検討を加えるときは、聴覚障害者等その他の関係者の意見を踏まえること。

右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.11総務委員会付託 5.15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けた場合には、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務を提供することができることとする。
- 二、適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないこととする。
- 三、外国法人等は、電気通信事業を営もうとする場合には、国内における代表者又は国内における代理人を定めなければならないこととする。
- 四、総務大臣は、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは处分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとする。
- 五、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員が役員兼任を禁止される会社の対象範囲を画するために用いられる子会社の定義について、法人が議決権の過半数を直接に保有する他の会社に加え、間接に保有する他の会社を含むものとすることとする。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.14総務委員会議決)

- 政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
- 一、電話サービスが国民生活に必要不可欠なものであることに鑑み、NTT東西が他の電気通信事業者の設備を用いて電話サービスを提供する場合にも、利用者にとって安定的なサービスの利用が確保されるよう、指導監督を行うこと。また、災害等への対応を含め、安心・安全な利用が確保されるよう消費者保護の観点から必要な措置を講じること。
 - 二、改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に定める総務大臣の認可条件を総務省令で定めるに当たっては、固定・移動通信市場の公正競争環境を阻害しないよう、指定電気通信設備制度の趣旨等を踏まえ、具体的に規定すること。
 - 三、ブロードバンドサービスや携帯電話サービスが国民生活に必要不可欠なものとなっていることに鑑み、ユニバーサルサービスの在り方について、その対象の見直しも視野に入れて検討すること。
 - 四、外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用が急速に拡大していることを踏まえ、当該サービス等の利用者の保護が十分に図られるよう万全を期すとともに、国内事業者に競争上の不利益が生じないように十分配慮すること。
 - 五、プラットフォーム事業者に対する規制については、国際的な動向を勘案した上で、個人情報の保護を含め、利用者の権利の保護が十分に図られるよう、必要に応じて見直しを行うこと。

右決議する。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.11国土交通委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における無人航空機その他の小型無人機の利用の実態及び空港等の機能の確保をめぐる状況に鑑み、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従って当該施設を管理しなければならないこととする。
- 2 無人航空機は、国土交通大臣による無人航空機登録原簿への登録を受けたものでなければ、航空の用に供してはならないこととする。

二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止するため、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域を指定するときは、当該対象空港の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域を、当該対象空港に係る対象施設周辺地域として指定することとする。
- 2 当該対象空港に係る対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することとする。
- 3 対象空港の施設管理者は、2に違反して飛行する小型無人機等の有無及びその所在を把握するために必要な巡視等の措置をとるとともに、2に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、当該対象空港における滑走路の閉鎖等の措置をとることとする。
- 4 対象空港の施設管理者は、2に違反して小型無人機等の飛行が行われていると認められる場合には、対象空港等の上空からの退去等を命じ、当該小型無人機等の飛行の妨害等の措置をとることができることとする。

三 附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.6.16国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 無人航空機の登録に当たっては、購入者に対する登録手続の周知について、販売店に対し協力を求めるとともに、訪日外国人等に対する多言語による情報発信を含め、飛行禁止区域等について分かりやすく丁寧な周知に努めること。
- 二 無人航空機の登録制度の運用に当たっては、今後の機体の性能向上や遠隔で機体の識別を可能にする技術開発の進捗を踏まえ、登録制度の対象となる機体の範囲や表示のルール等について、安全が確保されるよう、機動的に見直しを図ること。
- 三 手作り又は改造を加えた無人航空機について、安全上の確認体制を整備するとともに、登録内容の変更、更新、抹消等の手続が確実に行われるよう、関係者間で連携し、登録制度の着実な定着を図ること。
- 四 無人航空機の登録制度システムの構築及び無人航空機の飛行に関する許可・承認の申請に係るシステムの運用に当たっては、安全性、信頼性を確保した上で、機体情報等の入力を簡略化するなど、所有者の申請手続に係る負担の軽減に努めること。
- 五 小型無人機の空港周辺における違法な飛行に対して対象空港管理者等が行う飛行の妨害等の措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるよう適切な助言等を行うこと。
- 六 小型無人機の利活用が急速に進展している一方、事故等が頻発していることに鑑み、事故の実態等を踏まえ、小型無人機の運航供用者に係る賠償資力の確保の在り方について、調査・検討を行うとともに、関係団体と連携し、小型無人機の運航供用者の保険加入を促進させること。
- 七 空港の設置者が空港機能管理規程を定めるに当たっては、自然災害、無人航空機の侵入その他

の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合等において、機能確保基準に沿った適切な対応が空港の設置者において確実になされるよう、その内容を精査するなど、必要な措置を講ずること。

右決議する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第30号)(先議)

(参議院 2.4.1 国土交通委員会付託 4.10 本会議可決 衆議院 6.16 可決)

【要旨】

本法律案は、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著なマンションの増加が見込まれることから、マンションの老朽化を抑制し、周辺への危害等を防止するため、マンションの管理の適正化の一層の推進及び建替え等の一層の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

- 1 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針を定めなければならぬこととともに、都道府県等は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンション管理適正化推進計画を作成することができるとしている。
- 2 都道府県等は、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることとする。
- 3 マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長は、管理組合の管理者等の申請により、マンションの管理計画が一定の基準に適合すると認められるときは、これを認定することができるとしている。

二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

- 1 特定行政庁は、除却する必要があるとの認定の申請があった場合において、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション、外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンション、バリアフリー化が不十分なマンション等に該当するときは、その旨の認定をするものとする。
- 2 1のマンションのうち、地震又は火災に対する安全性が不足するマンション及び外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるマンションをマンション敷地売却決議の対象とすることとする。
- 3 2のマンションを含む団地において、敷地共有者等の5分の4以上の多数により、敷地等を分割する旨の決議をすることとする。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.7 国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法に基づく管理計画認定制度や団地における敷地分割制度等の活用が図られるよう、十分な準備期間を置き、地方公共団体やマンション管理組合等の関係者に対する制度の周知を徹底すること。
- 二 管理組合に対する修繕工事の発注方法や修繕工事の実態、外部専門家の活用方法等についての情報発信を行うとともに、団地における敷地分割及びマンションの敷地売却の手続並びに長期修繕計画の作成や適正な修繕積立金の積立て等に資するガイドラインの作成、充実に向けた検討を行うこと。
- 三 地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成の促進を図るとともに、地域のマンションの実情に即し、実効性のある内容となるよう必要な支援や助言を行うこと。また、管理が

適正に行われていないマンションに対する地方公共団体の積極的な関与が促進されるよう、マンションの管理状態を把握するための指針の作成や地方公共団体による管理組合への専門家の派遣の取組等に対する支援を行うこと。

四 管理計画認定制度の創設を踏まえ、マンションの修繕その他の管理方法や資金計画等の認定について、制度を運用する地方公共団体が公正で円滑な認定を行うことができるよう、明確で判断しやすい基準やガイドラインを示すなどの支援を行うこと。

五 都道府県知事等が管理計画認定制度に係る事務を指定認定事務支援法人に対し委託する場合において、適正な認定が確保されるよう指導・監督すること。

六 適切な管理を行うマンションが適正に評価されるよう、マンションの管理状態に関する情報の見える化の促進とともに、管理組合の運営を担う外部専門家の育成等に対する支援や管理会社の質の向上に向けた環境整備を行うこと。

七 欧米のように、日本においても長く住み続けられるマンションにしていくことが国民の暮らしを安定・充実させるとの観点から、長期間使用できる丈夫なマンションを建設するとともに、マンションのリフォーム・リノベーションを推進するなど、建設後も長期にわたり使用できるよう、マンションの長寿命化のための環境整備を行うこと。

八 これまでのマンションの建替え及び敷地売却事業の実績及び政策の効果を検証し、建替え等に係る区分所有者の費用負担の軽減及びインセンティブの更なる充実に向けた検討など、引き続きマンション再生の促進策を検討すること。

右決議する。

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案(閣法第31号)

(衆議院 2.4.16可決 参議院 5.11内閣委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行が地域において提供する基盤的なサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、これらの事業者に係る合併その他の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「私的独占禁止法」という。）の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、合併等の認可等

- 1 私的独占禁止法の規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者、地域銀行又はこれらの親会社が、主務大臣の認可を受けて行う合併等には、適用しない。
- 2 主務大臣は、合併等の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

二、共同経営に関する協定の締結の認可等

- 1 地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等との間で、基盤的なサービスの提供のために、地域において公共交通網を形成する路線等のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為等を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。
- 2 私的独占禁止法の規定は、1の認可を受けた共同経営に関する協定の締結には、適用しない。
- 3 国土交通大臣は、共同経営に関する協定の締結の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行の日から10年以内に廃止するものとする。

【附帯決議】(2.5.19内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 合併等の認可、共同経営に関する協定の締結の認可に当たっては、認可基準への適合性の判断などを迅速に行うことでその効果の早期発現につなげるとともに、公正取引委員会との協議、連携を十分に行い、当該合併等、共同経営により一般消費者や基盤的サービスに係る利用者に対して不当に不利益をもたらすことがないよう留意すること。
- 二 認可後の特定地域基盤企業等に対するモニタリングが適切に行えるよう必要な体制を整備すること。また、認可基準に適合しなくなったと認めるときは速やかに必要な措置を講ずるとともに、公正取引委員会からの適合命令の請求が行われた場合にはその請求に適切に対応すること。
- 三 主務大臣と公正取引委員会との協議の状況や基盤的サービス利用者に対する不当な不利益の防止方策の検討過程等をできるだけ明らかにする等、透明性の高い運用を行うこと。
- 四 本法が法施行後10年以内に廃止するものとされていることへの対応に当たっては、特定地域基盤企業による基盤的サービスの提供の状況等について慎重な検討を行った上で、必要な措置を講ずること。また、当該検討の内容については、国会における審議等に資するよう適切に公開すること。
- 五 公正取引委員会の企業結合審査については、本法の対象とならない分野を含め、一般消費者の利益が確保されることを前提として、地域の実情等も踏まえつつ、できるだけ速やかに透明性の高い審査を実施すること。
- 六 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により創設される地域公共交通利便増進事業が利用者の立場に立った既存サービスの改善に資するものであることに鑑み、同事業と連携しつつ、複数事業者間における運賃、路線、運行時刻等に関する共同した取組が促進されるよう、地域の交通事業者及び地方公共団体に対し、財政及びノウハウなどハード・ソフト両面から、これまで以上の支援に努めること。
- 七 地域銀行の収益性や健全性を確保し金融仲介機能を十分に發揮することにより、地域企業や地域経済の発展と、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続に困難を來す事業者への支援に貢献できるよう、本法の特例措置のほか、担保・保証に過度に依存しない地域密着型金融や将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組を一層推進するなど、地域銀行における持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を進めること。
- 八 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域基盤企業に与える影響を注視し、基盤的サービスの提供の維持が図られるよう、当該企業に対し必要な支援等を行うこと。

右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第32号)

(衆議院 2.5.22可決 参議院 5.26地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.3本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲に関する事項

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするために、軌道法を改正し、軌道（路面電車、都市モノレール等）に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市の区域内のみにある路線に係るものについては、指定都市への移譲を行うこととする。

二、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようするため、都市計

画法を改正し、町村が都市計画を決定するに際し必要な都道府県知事の同意を要する協議については、同意を廃止して同意を要しない協議とするなど、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

復興庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第33号)

(衆議院 2.5.22可決 参議院 5.27東日本大震災復興特別委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、復興庁の廃止期限を令和13年3月31日まで延長するとともに、復興局の位置等を政令で定める。

二、復興推進計画及び復興整備計画の作成主体について、東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるものである地方公共団体とする。

三、認定復興推進計画に係る課税の特例等の対象区域を、復興産業集積区域のうち、復興の状況を勘案して産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な区域として政令で定めるものに該当する区域とする。

四、復興交付金事業計画に係る特別の措置を廃止する。

五、福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、福島復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとし、内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得てその認定をする。

六、福島県知事は、農用地の賃借権の設定等を受ける者、福島農林水産業振興施設の用に供するための農地等の転用に係る事項等を内容とする農用地利用集積等促進計画を定めることができるものとし、当該計画の定めるところにより賃借権の設定等が行われる場合等における農地法の特例を定める。

七、帰還環境整備事業計画の目的を住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境の整備に、名称を帰還・移住等環境整備事業計画に改め、当該計画の記載事項に原子力災害の被災者以外の者による移住及び定住の促進を図るための環境を整備する事業等を追加する。

八、福島県知事は、特定事業活動（福島において特定風評被害に対処するための事業活動）の振興を図るために実施しようとする措置の内容等を記載した特定事業活動振興計画を作成することができるものとし、当該計画に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人について課税の特例等を定める。

九、復興債の発行期間を令和7年度までの5年間延長する。

十、令和9年度までに生じた日本郵政株式会社の株式処分等の収入を復興債の償還費用の財源に充てる。

十一、当分の間、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の財源を確保するため必要がある場合には、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。

十二、この法律は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.3東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 復興庁の設置期間を10年間延長するに当たり、これまでに実施された復興施策の総括を行い、今後の課題等を踏まえ、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について、被災地のニーズに基づき構築することにより、1日も早い復興を目指して取り組むこと。

- 二 復興・創生期間後の復興事業の進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織の在り方を検討することとなるが、被災地の実情により中長期的な対応が求められる事業については、5年を超えて事業支援を継続すること。
- 三 復興・創生期間後においても切れ目なく、安心感を持って復興に専念できるよう、十分な財源を確保すること。復興事業の財源については、復興特別所得税の上振れ分を見込むこととしているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の停滞、景気の後退に伴う税収の減収も懸念されることから、復興事業が滞ることのないよう必要な財源を確保すること。
- 四 新型コロナウイルス感染症の拡大による被災地への影響の現状把握に努めるとともに、地元の要望を踏まえた経済支援策を実施し、復興事業が遅れることのないよう努めること。また、外出や移動の自粛により観光業等への影響が甚大であることから、収束後を見据えた支援策を検討すること。
- 五 復興庁が復興の司令塔として被災地のニーズにワンストップで対応できるよう、体制強化に努めること。これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関と共有するとともに、復興の記録の収集・整理・保存等の取組を通じ、今後起こり得る大規模災害に活用していくこと。さらに、オンライン等の活用を含めた防災教育の拡充にも努めること。
- 六 岩手、宮城の復興局の位置を政令で定めるに当たっては、被災地方公共団体の意見を十分に踏まえて決定するとともに、被災地の復興が着実に進展するよう十分に配慮すること。
- 七 心のケア等の被災者支援等については、時間の経過とともに生活環境の変化や経済問題等、今後の生活への不安に伴う相談が増え、専門的な対応がさらに求められていることから、実情の把握に努め、中長期にわたる継続した対策を講ずること。また、被災者のコミュニティ形成や居場所づくりを支援するNPO法人等に対する支援を講ずること。児童生徒への心のケアは長期にわたることを踏まえ、特別な教員加配、スクールカウンセラー等の配置等の支援策を今後も継続すること。
- 八 人口減少に歯止めがかかっていない被災地に対し、移住・定住促進策の一層の展開を図ること。
- 九 土地区画整理事業等による宅地造成後に生じた空き区画等の利用を促進するため、その解消に向けた必要な措置を講ずること。また、移転跡地の利活用促進に向けた必要な措置を講ずること。
- 十 政令で定めるとされる復興推進計画及び復興整備計画の対象地域、復興特区税制の対象地域については、復興状況や必要となる事業の見込みだけでなく、被災地の意見にも十分に配慮すること。
- 十一 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域について、計画期間内の避難指示解除を確実に実現すべく、国の責任の下で除染、廃棄物の処理等を実施し、それぞれの地域の実情に応じた整備に取り組むこと。また、特定復興再生拠点区域外における避難指示解除のための具体的な方針を示し、将来的に全ての帰還困難区域における避難指示を解除できるよう取り組むこと。
- 十二 帰還・移住等環境整備交付金については、福島県及び対象市町村がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施できるよう十分な予算を確保するとともに、新しい住民の定着につながる魅力的なまちづくり等に資するよう、柔軟な執行に努めること。また、帰還政策に加え、移住政策が推進されるとても、自主避難者、県外避難者を含めた避難者の人権を最大限尊重し、最後の1人に至るまで必要な支援を継続すること。
- 十三 避難指示解除区域等の農業については、地元の担い手に加えて、意欲を持った外部からの参入を進めるとともに農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進し、営農再開の加速化を図ること。また、福島県知事による農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、所有者不明農地を含めた一体的な権利設定や農地転用等の特例を十分に活用できるよう、福島県や対象市町村と連携し、技術的な助言など必要な支援を行うこと。
- 十四 福島イノベーション・コスト構想の推進の中核的な機関である公益財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構の法定化に伴い、産業集積や人材育成等の取組を更に進めるため、国職員派遣による人的支援や財政的支援、関係省庁による一層の連携強化など、機構が十分に活動できるよう総合的に支援すること。また、同構想を進めるに当たっては、地元の企業の参画と

- 地元の若者の人材育成等に資するよう配慮すること。併せて原子力被災12市町村の事業・生業の再建については、公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて、福島県や市町村等と連携しながら、きめ細やかな支援を引き続き行うこと。
- 十五 あらゆるチャレンジが可能な地域として、福島の浜通り地域等に国内外の研究機関や大学、企業等を呼び込むため、国際教育研究拠点を推進するとともに、福島ロボットテストフィールド等の拠点を核として、地域全体が研究・実証フィールドとして活用されるよう、研究開発や実証の促進等に資する規制緩和等を検討すること。
- 十六 根強く残る福島の農林水産物等の風評被害払拭のため、生産から流通、消費に至るまでの総合的な施策を継続的に講ずるとともに、諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけや海外における風評対策を強化すること。
- 十七 福島イノベーション・コスト構想の推進に資する事業を実施する事業者や風評被害に対処するための事業活動を実施する事業者に対する税制措置については、より多くの事業者が課税の特例を受けられるよう配慮すること。
- 十八 福島の森林・林業の再生に向けた「ふくしま森林再生事業」等については、復興・創生期間後も支援を継続し、事業を実施するための予算を十分に確保するとともに、現行の対象地域での推進を図ること。
- 十九 福島県知事が作成する福島復興再生計画の認定に当たっては、福島県及び市町村が地域の実情を踏まえて、自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として認定されるものとすること。
また、福島復興再生計画に掲げる取組を確実に実施できるよう十分な予算を確保すること。
- 二十 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。
- 二十一 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けて、使用済燃料及び燃料デブリの取出し作業に際して、周辺環境に影響を与えることのないよう東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、今後の廃炉作業を担う人材の育成・確保、雇用の適正化、作業環境の改善等について東京電力と国が一体となって取り組むこと。また、使用済燃料及び燃料デブリを含む放射性廃棄物について、国の責任の下で、適切に処分が行われるよう議論を進めること。
- 二十二 令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針に沿って除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を計画的に進めるとともに、中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分の完了が確実になれるよう、国が責任を持って取り組むこと。
- 二十三 東京電力福島第一原子力発電所で増え続ける、いわゆるA L P S処理水の処分方法については、更なる議論を尽くし地元をはじめとする国民の理解を得た上で慎重かつ丁寧に決定すること。
- 二十四 日本郵政株式会社の株式の売却収入は、貴重な復興財源であることから、株式の売却に当たっては、売却収入が少しでも多く得られるよう株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断すること。
- 二十五 エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定へ繰入れを行う場合は、その使途を真に福島の復興・再生に資する事業に限定し、透明性を確保するとともに、将来的にエネルギー需給勘定へ確実に繰戻しを行うこと。
- 二十六 國際リニアコライダー計画は東北が世界的候補地になっていることから、その推進は福島イノベーション・コスト構想と並んで東北をフィールドとした科学イノベーションの創出による「新しい東北」に資するものであり、国内誘致に向け関係機関と検討を進めること。
右決議する。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 2.5.12修正議決 参議院 5.15厚生労働委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一定の要件に該当する短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、令和4年10月1日以降は使用される特定労働者の総数が常時100人を超える適用事業所とするものとし、令和6年10月1日以降は当該総数が常時50人を超える適用事業所とするものとする。

二、弁護士、公認会計士等の法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所であって、常時5人以上の従業員を使用するものについて、厚生年金保険及び健康保険の適用事業所とするものとする。

三、受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年9月1日を基準日とし、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定するものとする。

四、65歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、65歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止の仕組みと同じものとする。

五、老齢基礎年金及び老齢厚生年金等の繰下げ受給の上限年齢を70歳から75歳とする。

六、確定拠出年金法における企業型年金の加入要件について、65歳未満等の要件を削る。また、同法における個人型年金の加入要件について、60歳未満の要件を削るとともに、国民年金の任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることができるものとする。

七、確定拠出年金法における老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を70歳から75歳とする。

八、児童扶養手当は、受給資格者が障害基礎年金等を受給できるときは、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額を支給しない。

九、この法律は、一部を除き、令和4年4月1日から施行する。

なお、衆議院において、八の政令等を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される児童扶養手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される同手当の額を下回らないようにするものとする規定のほか、本法施行後の検討は、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しより長期化していること等を踏まえて行うものとする等の検討条項を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(2.5.28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。

二、被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徵収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。

三、複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

四、次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を

踏ました財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。

五、前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

六、基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を45年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

七、年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。

八、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年1回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。

九、自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金（iDeCo）への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。

十、昭和61年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。

十一、年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。

十二、今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第2条第4項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。

右決議する。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 2.4.2可決 参議院 4.6農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における家畜人工授精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に鑑み、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（以下「家畜人工授精用精液等」という。）の保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜人工授精用精液等の安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化

- 1 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液等を保存してはならないこととする。
- 2 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液等を譲渡等してはならないこととする。

二、特に適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等の規制の整備

- 1 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができることとする。
- 2 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならないこととする。
- 3 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載しなければならないとし、10年間保存しなければならないこととする。

三、行政庁の監督権限の強化等

農林水産大臣又は都道府県知事は、一の2に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.14農林水産委員会議決)

和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、その安定的な生産のために必要となる家畜人工授精用精液・受精卵は長年にわたる改良の成果である付加価値の向上により知的財産としての価値を有し、我が国畜産業における競争力の源泉の一つとされている。これが不正に流通することのないよう、その管理保護を強化することは、我が国畜産の振興を図る上で極めて重要な課題である。

よって、政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 国内における不正流通のリスクを低減するため、各地域での実情に応じた家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理の仕組みを構築することが肝要である。そのため、国が適切な流通管理のための方針を示すなど主導的にその構築を推進すること。
- 二 家畜人工授精用精液・受精卵の不正な海外持ち出し等の防止を徹底するため、畜産関係者はもとより、動物検疫所、税関、空海港管理組織、運輸業者、液体窒素の供給事業者等の協力・連携体制を構築・強化すること。
- 三 家畜人工授精用精液・受精卵の流通管理において重要な役割を果たしている家畜人工授精師が不斷に技術や知識を磨くための機会の確保に努めること。
- 四 家畜人工授精用精液・受精卵の流通規制の強化等に当たっては、現場が混乱することのないよう、その周知徹底を図り、確実な実施を担保するとともに、現場の負担を極力軽減するよう十分配慮すること。
- 五 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に係る新たな制度については、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を強力に保護するため、その趣旨及び内容を幅広く関係者に周知し、不正競争の未然防止に努めること。
- 六 和牛の遺伝的多様性を確保するためにも、国や県の施策によって、個人や民間における多様な種雄牛の造成が妨げられることがないようにすること。
- 七 外国産WAGYUが国外で流通している実態を踏まえ、国内外の市場における我が国の和牛ブランドの確立・浸透の取組を一層強化すること。
- 八 国内外における我が国畜産物の需要増に対応するため、中小規模の家族経営も含めた生産基盤の強化による増産への取組を支援すること。
- 九 新型コロナウイルス感染症の影響により、和牛の需要が減少し、在庫が大幅に増加している状

況を踏まえ、生産基盤を維持するとともに、生産・流通・消費が円滑に進むための措置を講ずること。

十 我が国畜産振興に影響を及ぼすアフリカ豚熱の侵入脅威に対処するため、輸入禁止畜産物を所持した者の入国を阻止するための制度について早急に検討すること。

右決議する。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案(閣法第36号)

(衆議院 2.4.2可決 参議院 4.6農林水産委員会付託 4.17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「不正競争」の定義

この法律において、「不正競争」とは、人を欺く等の行為により家畜遺伝資源を取得する行為(以下「不正取得行為」という。)、不正取得行為等により取得した家畜遺伝資源を使用する等の行為、不正取得行為等が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、家畜遺伝資源を取得する等の行為、不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、契約により明示された制限を超えて家畜遺伝資源を使用する等の行為をいうこととする。

二、差止請求、損害賠償

1 差止請求権

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができるこことする。

2 損害賠償

不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることとする。

三、罰則

不正の利益を得る目的で、又はその家畜遺伝資源生産事業者に損害を加える目的で、人を欺く等の行為により、家畜遺伝資源を取得した場合等には、当該違反行為をした者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(2.4.14農林水産委員会議決)

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第35号)と同一内容の附帯決議が行われている。

種苗法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、輸出先国又は栽培地域を指定して品種登録された登録品種についての育成者権の効力に関する特例の創設、育成者権の効力が及ぶ範囲の例外を定める自家増殖に係る規定の廃止、品種登録簿に記載された登録品種の特性の位置付けの見直し、品種登録審査実施方法の充実・見直し等の措置を講じようとするものである。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第38号)(先議)

(参議院 2.3.30内閣委員会付託 4.3本会議可決 衆議院 6.2可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

- 1 75歳以上の者のうち一定の基準に該当するものは、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転技能検査を受けていなければならないこととともに、その結果が一定の水準に達しない者に対し、公安委員会は運転免許証の更新をしないことができるとしている。
- 2 運転免許を受けた者は、公安委員会に対し、運転免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定するなど一定の条件を付すことを申請することができるとしている。

二、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

一定の教習を修了した者は、19歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合には、受験資格の特例として、第二種運転免許の運転免許試験を受けることができることとする。特例により取得した免許を現に受けている者であって、若年運転者期間に自動車等の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為をし、一定の基準に該当することとなったものに対し、若年運転者講習の受講を義務付けるとともに、公安委員会は、講習の通知を受けた者が講習を受けないと認めるとき等は、その者が特例により受けている免許を取り消さなければならないこととする。

三、悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険のおそれのある方法により一定の違反行為をし、よって著しい交通の危険を生じさせた者に対する罰則を創設し、運転免許の取消しの対象に追加する。

四、その他の規定の整備

乗合自動車の停留所等における駐停車の禁止から除外する対象の拡大、車輪止め装置の取付けの措置による違法駐車行為の防止に係る規定の削除等をする。

五、施行期日

この法律は、三及び四を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。三については公布の日から起算して20日を経過した日、四については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.4.2内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 高齢運転者対策として導入される運転技能検査については、その目的が重大事故の防止であることに鑑み、可能な限り明確な判定基準を定め合否を客観的に判断できるようにすること。
- 二 高齢運転者に対して公安委員会が行うこととされている運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習等に関する業務を自動車教習所等に行わせる場合においては、適切な委託料の設定、警察による支援等により、自動車教習所等の負担が過度なものとならないよう留意すること。
- 三 高齢運転者が運転免許を返納した後においても日常生活に支障が生ずることのないよう、国及び地方公共団体が協力し、地域公共交通網の整備・維持に向けた施策を推進すること。
- 四 第二種免許の受験資格の見直しに当たっては安全確保を最優先とする必要があることから、旅客自動車運送事業者等が免許を取得した者に対して講ずる指導、監督等においては、関係省庁の連携の下で、事業者への安全指導を強化するとともに、安全対策に万全を期すこと。
- 五 地域公共交通や物流の担い手である自動車運転業務における人材確保のため、旅客自動車運送事業等の経営実態等も踏まえ、長時間労働の是正に向けた労働環境整備を推進すること。
- 六 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防止するため、罰則の対象行為、法定刑等について周知徹底するとともに、取締りの実効性を確保するため、ドライブレコーダーの普及促進に向けた広報に努めること。

右決議する。

割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第39号)(先議)

(参議院 2.5.1 経済産業委員会付託 5.13 本会議可決 衆議院 6.16 可決)

【要旨】

本法律案は、情報技術の進展に伴い、近年、高度な技術的手法を用いた新たな与信審査が可能となっているとともに、電子商取引の拡大により、少額の包括信用購入あっせんに係る取引が増加している状況に鑑み、新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度及び少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設を行い、あわせて、決済方法の多様化を踏まえてクレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 新たな手法により与信審査を行う事業者の認定制度の創設

包括信用購入あっせん業者は、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより適確に利用者支払可能見込額を算定することができる場合には、経済産業大臣による認定を受けられることとし、認定事業者は、当該認定に係る方法による利用者支払可能見込額の算定をもって包括支払可能見込額調査に代えることができるものとする。

二 少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設

クレジットカード等の極度額が政令で定める金額以下の額の包括信用購入あっせんを行う事業者について、新たな登録制度を創設し、これに係る純資産の資本金に対する割合等に係る規定を措置するとともに、登録事業者は、当該登録に係る利用者支払可能見込額の算定方法により包括信用購入あっせんを業として営むことができるものとする。

三 クレジットカード番号等の適切な管理を行うべき者の対象の拡大

大量のクレジットカード番号等を取り扱う新たな形態の事業者（決済代行業者、コード決済事業者、ECモール事業者等）についても、クレジットカード番号等の適切管理を義務化する。

四 その他

包括信用購入あっせん業者から利用者に対する書面交付の義務の見直しや包括信用購入あっせん業者に対する業務停止命令の導入等の措置を講ずる。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.12 経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 蓄積されたデータ等を活用した新たな手法により与信審査を行う包括信用購入あっせん業者の認定制度の創設に当たっては、利用者への過剰与信防止の実効性が十分に確保されるよう、その審査手法の妥当性・透明性・公正性等について事前及び事後のチェックを適確に行える規制体制を整備すること。その際、新たな与信審査において用いられる利用者の個人情報がその利用目的との関係で適正に取り扱われているか等についても、適切に指導監督を行うこと。

二 利用者への過剰与信防止・多重債務防止の観点からは、指定信用情報機関への情報集約が重要な機能を果たしていることに鑑み、その運用・システムに係る利便性の改善やコスト低減への取組等を更に進めること。

三 少額の包括信用購入あっせんを行う事業者の登録制度の創設に当たっては、キャッシュレス決済手段の多様化や成年年齢の引下げも踏まえ、消費者保護の観点から、特に若年層を中心とした消費者教育や、消費生活相談員の拡充を始めとした消費者相談体制の充実に努めること。また、書面交付の電子化に伴い、事業者に対し、利用者に分かりやすく効果的なプッシュ型の情報提供が行われるよう促すとともに、利用者に対しても、契約内容、利用情報、催告通知を確認することの重要性について啓発活動を推進すること。

四 近年、割賦販売法や資金決済法の適用のない立替払い型の後払い決済サービスに関し、国民生活センターへの相談件数が増加していることに鑑み、消費者トラブル防止に向けた事業者による

自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ、個別方式のクレジットに係る2か月内払いの取引について加盟店とのトラブル防止のための対策を講じること。

また、クレジットカード決済を利用した2か月内払いの取引に係る消費者トラブルの増加に対し、事業者による自主的取組の実態把握を確実に行い、カード発行会社から加盟店契約会社等への苦情伝達の連携や苦情に対する対処の在り方など必要な対策を講じること。

五 海外の加盟店契約会社等を経由する不適正な取引の排除等に向けて、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録義務の履行状況を適切に把握し、違反事業者の速やかな是正に向けた取組を進めること。

六 決済関連法制の横断化に向けては、A I・ビッグデータやブロックチェーンといった近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、利用者・事業者双方にとってシームレスで利便性の高い制度となるよう、関係省庁間で緊密に連携し、その具体的な検討を更に進めること。その際、消費者保護の観点からは、規制のすき間が生じることのないよう、その制度設計に特に留意すること。

右決議する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1財政金融委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、金融サービス仲介業の創設、第一種資金移動業等の種別を設ける等の資金移動業に関する規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融商品の販売等に関する法律の一部改正

- 1 金融商品の販売等に関する法律の題名を「金融サービスの提供に関する法律」に改める。
- 2 金融サービス仲介業を、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うこととし、それぞれの業務について、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスの取扱いを含めないこととする。
- 3 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行ってはならないこととする。

二、金融商品取引法の一部改正

金融商品取引業者等による店頭デリバティブ取引情報の報告について、取引情報蓄積機関に当該情報を提供する形に一本化する。

三、資金決済に関する法律の一部改正

- 1 金銭債権を有する受取人からの委託により、債務者から弁済として資金を受け入れ、受取人に当該資金を移動させる行為等であって、受取人が個人であること等の一定の要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。
- 2 資金移動業に、第一種資金移動業、第二種資金移動業及び第三種資金移動業の種別を設ける。
- 3 資金移動業者は、第一種資金移動業を営もうとするときは、業務実施計画を定め、認可を受けなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二及び三については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法律の施行に当たっては、情報通信技術の発展や多種多様な利用者ニーズなど金融を取り巻

- く環境が今後も変化していくことを踏まえ、法制度の在り方について引き続き検討を加え、適時適切な見直しを行うこと。その際、利用者の保護を十分に図るとともに、我が国の金融機能の安定と市場の公正が確保されるよう留意すること。
- 二 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービスについては、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮して定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 三 金融サービス仲介業者の賠償資力となる保証金の額を定めるに当たっては、イノベーションの促進による利用者の利便の向上を考慮しつつも、顧客等の保護の観点に十分に配慮すること。
- 四 金融サービス仲介業者における手数料等については、適切な競争が働くよう積極的な開示を促すとともに、利用者が仲介業者の中立性を適切に判断できるよう、金融機関との委託関係・資本関係の有無などの情報開示に努め、利用者が不利益を被ることがないようにすること。
- 五 金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客に対する説明については、対面及びオンラインのいずれによる仲介においても、顧客が十分に金融商品・サービスを理解することが可能となるよう、利用者保護の観点から適切に指導・監督すること。
- 六 金融サービス仲介業務においては、対面及びオンラインのいずれによる場合にも、適合性原則の遵守及び顧客本位の業務運営の徹底により、顧客の意向が十分に満たされ、顧客が想定外の損失を被ることがないよう適切な指導・監督を行うこと。
- 七 顧客情報の取扱いについては、金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることも踏まえ、仲介業者の情報管理体制に対する適切な指導・監督を行うこと。また、顧客情報の第三者への提供の際に必要とされる本人の同意については、顧客がその内容を十分に理解し、顧客の真意が適切に反映されるよう指導・監督を行うこと。
- 八 金融サービス仲介業が取り扱う業務に対しては、顧客保護等に関する現行の業法規制を準用し、既存の金融業及び金融仲介業との間における同等の扱いを確立すること。
- 九 金融サービス仲介業に対する適切な規制体系を構築する観点から、法令に基づく規制と柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制との連携を十分に図るよう努めること。その際、今後設立される自主規制機関への加入に向けた取組についても十分配慮すること。
- 十 金融サービス仲介業の利用により発生した紛争の迅速・簡便・柔軟な解決に向け、現行制度と比べて利用者保護に不足が生じることがないよう、自主規制機関や指定紛争解決機関による解決制度の今後の周知徹底及び事例の公表に努めること。
- 十一 オンラインによる金融サービスの提供と実店舗における対面によるサービスの提供との間の競争や両者の特性の違いをいかしたサービスの提供が適切に行われるよう配慮し、既存の業態の店舗網や雇用が過度に失われることがないように留意すること。
- 十二 収納代行については、今後も継続してその実態把握に努め、利用者保護の観点から制度整備の在り方について、引き続き検討を行うこと。また、為替取引として規制される対象範囲の明確化を図り、事業者の予見可能性を高めるよう配意するとともに、為替取引に該当するときには、資金移動業の登録が必要となることを周知すること。
- 十三 前払式支払手段発行者に対する利用者の保護等に関する措置を定めるに当たっては、サービスの提供実態や利用状況を把握して、利用者保護が十分に図られるようにするとともに、自主規制ルールの策定状況を十分に踏まえつつ、適切な指導・監督を行うこと。
- 十四 第一種資金移動業については、送金上限額が設けられていないことに鑑み、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策規制の遵守態勢の確立に向けた実効的な指導・監督体制の整備を行うこと。
- また、第三種資金移動業については、利用者のニーズと利用者保護を考慮した送金上限額を設定するとともに、利用者資金を自己の財産と分別した預貯金等で管理する資金移動業者に対しては、業者の破綻時の利用者保護を踏まえた必要な対策・措置を講ずること。

十五 送金サービスの利用者資金の保全に係るタイムラグが指摘されていることに鑑み、その保全方法については、事業の運用状況を踏まえて利用者保護及び金融システムの安定性確保の観点から更なる検討を進めるとともに、可能な限り送金コストの低減を図るため、取扱送金額及びビジネスモデルに応じた最適な方法を引き続き検討すること。その際、手続の電子化・効率化など、事業者の負担軽減にも十分配慮すること。

十六 本法律の施行に関し措置した政令等や本法律施行後の状況等については、国会に対して十分説明すること。

十七 金融サービスの高度化・多様化を踏まえ、金融機関等におけるセキュリティ向上を図るためにシステム等について、その開発・導入が促進されるよう必要な措置を講ずること。

十八 少額与信を伴うキャッシング決済の普及により多重債務問題が生じないよう、その実態把握に努めるとともに、過剰与信の制度的な防止の観点から、貸金業法等の関係法制の厳正な運用を図り、適切な指導・監督を行うこと。

十九 実効性のある金融検査・監督の実施に向けて、地域において金融サービス仲介業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の体制整備に努めること。

右決議する。

公益通報者保護法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 2.5.22修正議決 参議院 6.3地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大

- 1 公益通報者の範囲に、労働者であった者、派遣労働者であった者及び役員を追加する。
- 2 通報対象事実の範囲に、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるものに規定する過料の理由とされている事実を追加する。

二、公益通報者の保護の強化

- 1 権限を有する行政機関等に対する通報の保護要件について、公益通報者の氏名等を記載した書面を提出する場合を追加する。また、被害の拡大の防止等に必要と認められる者に対する通報の保護要件について、個人の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合等を追加する。

- 2 事業者は、公益通報をした公益通報者に対して、損害賠償を請求することができない。

三、事業者がとるべき措置等

- 1 事業者は、公益通報対応業務に従事する者を定めなければならないほか、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。
- 2 常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については、1は努力義務とする。
- 3 1の公益通報対応業務の従事者又は従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない。
- 4 権限を有する行政機関は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、1に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、助言、指導、勧告等をすることができるほか、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 3の規定に違反して3に規定する事項を漏らした者は、30万円以下の罰金に処する。

四、この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、附則の検討規定に、検討対象として、公益通報をしたこと理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いの「裁判手続における請求の取扱い」を明記する修正が行われた。

【附帯決議】(2.6.5地方創生及び消費者問題に関する特別委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。
- 一 本法の改正趣旨や各条項の解釈等について、現行の公益通報者保護法及び公益通報窓口とともに、労働者、退職者、役員、事業者、地方公共団体、関係行政機関等に十分周知徹底すること。周知に当たっては、公益通報者として保護される要件を分かりやすく解説するとともに、公益通報者保護法の認知度が低いことを踏まえて、認知度が上がらなかった要因を分析し、それを解消する工夫を図ること。
 - 二 内部通報制度に対する労働者等の信頼性を高め、かつ、内部通報制度の導入に向けた事業者のインセンティブの向上を図るため、第三者認証制度の創設も含め、内部通報制度認証の更なる普及促進を図ること。
 - 三 役員による事業者外部に対する公益通報の保護要件として求められる調査是正措置について、役員による公益通報を過剰に抑制するようなことがないよう、事業者内部における通報対象事実の是正可能性の有無・程度や、公益通報をした役員に対する不利益取扱いの蓋然性に留意した調査是正措置の在り方に関する考え方を明らかにすること。
 - 四 本法に基づき内閣総理大臣が定める指針において内部通報体制整備義務の内容を定めるに当たっては、法令遵守の促進の観点に加え、通報者への不利益取扱いの防止や通報者の氏名等の秘密の保持など通報者保護の観点を明確化するほか、内部通報に関する具体的な記録の作成・保管等を通じて、各事業者における内部通報制度の利用状況や通報者保護の状況を事後的に検証できる仕組みとするよう検討すること。
 - 五 中小事業者を含め実効的な内部通報体制の整備が促進されるよう、事業者の業種、規模等に応じて導入可能な内部通報体制の好事例の周知、業界団体等による共通窓口の設置支援など効果的な普及・促進に努めること。
 - 六 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底するため、消費者庁内部の人材育成・人員増強を行うとともに、将来的に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるため、外部の専門家の知見の活用も含め、組織的基盤の強化を図ること。
 - 七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行に関する行政措置を行ってから、その円滑・確実な実施に向けて関係行政機関の協力を得つつ運用すること。
 - 八 公益通報対応業務従事者が守秘義務を確実に守りつつ不安を感じることなく公益通報対応業務に臨めるよう、具体的な業務における留意事項等を定めたガイドラインを整備するとともに、必要な研修・教育を十分に行うこと。
 - 九 公益通報対応業務従事者等の守秘義務が解除される「正当な理由」については、通報者が安心して通報できるよう詳細な解釈を明らかにするほか、事業者がとるべき措置に関して考え方を明らかにすること。また、通報対象事実の調査及びその是正に必要な措置等を講ずる過程における過失又は周辺状況からの推測等により通報者の氏名等が不要に漏らされることのないよう、調査及びその是正に必要な措置等の手法に関する好事例の収集・周知等を行い、適切な公益通報対応体制の整備の促進に努めること。
 - 十 行政機関における公益通報対応体制の整備義務の履行が徹底されるよう、小規模な地方公共団体における公益通報対応体制の在り方について検討を行い、必要な支援策を講ずること。
 - 十一 通報をしようとする者が事前に相談する場が必要であることから、民間における通報・相談の受付窓口の更なる充実に関し、日本弁護士連合会等に協力を要請するとともに、国及び地方の行政機関における通報・相談の受付窓口の整備・充実に努めること。
 - 十二 消費者庁に開設する一元的相談窓口において、通報者からの相談対応の一層の充実を図るとともに、通報者への十分な支援を行うこと。また、行政機関が不適切な通報対応を行った事例が生じてきたことに鑑み、通報者から行政機関における通報対応に関する意見・苦情を受けた際は、

適切な対応を求ること。

十三 本法附則第5条に基づく検討に当たっては、行政処分等を含む不利益取扱いに対する行政措置・刑事罰の導入、立証責任の緩和、退職者の期間制限の在り方、通報対象事実の範囲、取引先等事業者による通報、証拠資料の収集・持ち出し行為に対する不利益取扱い等について、諸外国における公益通報者保護に関する法制度の内容及び運用実態を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第42号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1法務委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加

- 1 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。
- 2 高速自動車国道又は自動車専用道路において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為を行い、よって、人を死傷させた場合も、1と同様とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.29厚生労働委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域共生社会の実現を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施する重層的支援体制整備事業を行うことができる。国及び都道府県は、市町村に対し、当該事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付する。
- 二、国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制を整備すること等の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。
- 三、市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、介護給付等に要する費用の額に関する地域別の状況等の事項等に関する介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。
- 四、市町村介護保険事業計画においては、介護従事者の確保等及び業務の効率化等に資する都道府県と連携した取組に関する事項、有料老人ホーム等の入居定員総数等について定めるよう努めるものとする。当該計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し等を勘案して作成されなければならない。
- 五、医療保険等関連情報収集者等は、社会保険診療報酬支払基金等に対し、保健医療等情報に係る

医療保険被保険者番号等を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を求めることができる。

六、社会保険診療報酬支払基金は、当分の間、医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務等を行う。

七、平成29年度から令和8年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。

八、地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援等の業務を行おうとする一般社団法人は、所轄庁による社会福祉連携推進認定を受けることができる。

九、この法律は、一部を除き、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

二、認知症に対する概念の変化、政令で定める状態について広く周知し、「共生」と「予防」の概念を分かりやすく国民に説明すること。

三、医療・介護のデータ基盤整備に関し、本法の施策によって解決・改善される問題・課題及びもたらされる具体的なメリットについて、費用対効果を含め、国民に分かりやすく提示するとともに、進捗管理を徹底すること。

四、介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・待遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・待遇、ハラスマント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、待遇改善加算等が賃金・待遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。

五、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置については、本来速やかに終了させるべきものであることに鑑み、その終了に向けて、直ちに検討を開始し、必要な施策を確実に実施すること。また、各養成施設ごとの国家試験の合格率など介護福祉士養成施設の養成実態・実績を調査・把握の上公表するとともに、可能な範囲で過去に遡って公表し、必要な対策を講ずること。また、介護福祉士資格の取得を目指す日本人学生及び留学生に対する支援を充実すること。

六、社会福祉連携推進法人制度について、社会福祉連携推進法人が地域の福祉サービスの推進に資する存在として事業展開できるよう、社員となることのメリットを分かりやすく示すこと。また、社会福祉法人の合併及び事業譲渡の推進策について検討すること。

右決議する。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案(閣法第44号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 6.4国土交通委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受け、賃貸住宅の維

- 持保全業務並びに同業務と併せて行う家賃、敷金及び共益費等の管理に関する業務を行う事業をいうこととする。
- 二 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約であって、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいうこととし、「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいうこととする。
- 三 賃貸住宅管理業を行おうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととする。
- 四 賃貸住宅管理業者は、営業所等ごとに、1人以上の一定の要件を備える者を選任し、業務に関する一定の事項についての管理、監督に関する事務を行わせなければならないこととする。
- 五 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約の締結までに、賃貸人にに対し、管理受託契約の内容及びその履行に関する一定の事項について、書面を交付して説明するとともに、当該契約締結後、遅滞なく、賃貸人にに対し、一定の事項を記載した書面を交付しなければならないこととする。
- 六 賃貸住宅管理業者は、管理業務において受領する家賃等の金銭を、自己の固有財産等と分別して管理するとともに、管理業務の実施状況等について、定期的に委託者に報告しなければならないこととする。
- 七 特定転貸事業者又は勧誘者は、特定転貸事業者が賃貸人に支払う家賃に関する事項等について著しく事実に相違する表示等をしてはならず、特定賃貸借契約の締結の勧誘等に際し、当該契約に関する事項の判断に影響を及ぼす重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実を告げてはならないこととする。
- 八 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約の締結までに、賃貸人にに対し、特定賃貸借契約の内容及びその履行に関する一定の事項について、書面を交付して説明するとともに、当該契約締結後、遅滞なく、賃貸人にに対し、契約内容に関する一定の事項を記載した書面を交付しなければならないこととする。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 【附帯決議】(2.6.9国土交通委員会議決)**
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
- 一 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設に当たっては、当該業務の適正な運営確保と不良業者の排除を実現するため、関係省庁が連携して実効性あるガイドラインを作成し、賃貸住宅管理業を営もうとする者に対し、賃貸住宅管理業に係る登録制度の周知徹底を図るとともに、賃貸住宅の所有者及び入居者に対し、登録制度に関する認知度の向上を図ること。
- 二 サブリースをめぐるトラブルの防止や適正な契約締結を推進するため、関係省庁が連携して賃貸住宅の所有者等に対し、特定転貸事業者又は勧誘者による不当な勧誘等があった場合の相談先等、必要な情報の提供を積極的に行うとともに、地方公共団体や関係機関等と連携し、相談体制の充実のための必要な取組を進め、本法の実効性が担保されるよう、適時適切に監督を行うこと。
- 三 特定賃貸借契約に係る被害者救済の観点から、特定転貸事業者等に対する誇大広告等及び不当な勧誘等の禁止に当たっては、禁止される広告や、「故意に事実を告げず」又は「不実のことを告げる」行為の類型をガイドライン等において明示すること。あわせて、不当な勧誘等をめぐる訴訟における被害者の立証責任の軽減を図ること。
- 四 管理受託契約及び特定賃貸借契約前に説明すべき重要事項については、契約内容の認識の不一致によるトラブルを防止する観点から、宅地建物取引業法の重要事項説明や災害リスクを踏まえ、賃貸住宅の所有者の保護が適切に図られる内容とすること。
- 五 サブリースをめぐり社会的な問題に発展している事例があることを踏まえ、賃貸住宅の所有者等と特定転貸事業者や勧誘者との間の契約内容の認識の不一致などのトラブルを未然に防止する観点から、関係省庁、関係事業者等に対して法律の趣旨の周知徹底を図ること。
- 六 賃貸住宅管理業及び特定転貸事業の適正な運営を確保するため、賃貸住宅管理業者及び特定転

貸事業者に対して、アンケート調査や関係事業者からの聞き取りを通じた実態把握、報告収集及び立入検査等を行うことにより、問題事例の早期発見に努め、適時適切に指導・監督を行うこと。

七 登録制度の対象外となる管理戸数が一定規模未満の賃貸住宅管理業者に対しても、業界団体、地方公共団体と連携し本法制定の趣旨が十分に理解されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

森林組合法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(先議)

(参議院 2.5.11農林水産委員会付託 5.15本会議可決 衆議院 5.28可決)

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林組合の経営基盤の強化を図るために、組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、組合間の多様な連携手法の導入

- 1 事業譲渡（森林組合及び森林組合連合会（以下「組合等」という。）が事業の全部又は一部の譲渡をする）をするには総会の決議又は特別決議を経なければならないこととする。
- 2 吸収分割（組合等が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の組合等に承継させることをいう。）ができることとし、その手続等について定めることとする。
- 3 新設分割（2以上の組合等が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する森林組合連合会に承継させることをいう。）ができることとし、その手續等について定めることとする。

二、正組合員資格の拡大

森林所有者である個人の推定相続人であって、当該個人が所有している森林についてその委託を受けて森林の経営を行うもののうち、当該個人が指定する者については、定款で定めるところにより、正組合員となる資格を有するものとする。

三、事業の執行体制の強化

- 1 組合員又は所属員の生産する林産物その他の物資の販売事業を行う組合等にあっては、理事のうち1人以上は、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。
- 2 組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととする。
- 3 組合等がその事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(2.5.14農林水産委員会議決)

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林経営管理法が制定され、また、国有林野の管理経営に関する法律が改正されたこと等に伴い、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じた山元への一層の利益還元の推進が求められている。森林組合には、公益的機能の維持増進とともに地域の林業経営の重要な担い手として役割を果たしていくことがあります期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 森林組合に対しては、本法により創設される新たな連携手法の利用促進に向けた制度の周知に努めるとともに、連携手法を選択しない場合も含め、個々の状況に応じて、経営基盤の強化に向けた自主的な取組を引き続き支援すること。
- 二 正組合員資格の拡大に当たっては、後継者等が正組合員として森林組合の運営に参加すること

が促進されるよう、制度の周知を図ること。また、理事に女性や若年者が登用されることが促進されるよう、必要な施策を行うこと。

三 森林組合が行う林産物の販売等の強化に当たっては、本法により創設される新たな連携手法等による販売その他の事業活動の拡大を通じ、地域林業の活性化、更には地域経済への貢献が図られるよう指導すること。

四 森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ事業を実施する森林組合が、「意欲と能力のある林業経営者」として、森林経営管理制度や樹木採取権制度の円滑な実施に貢献できるよう、人材の育成、施業技術の向上等の必要な支援を行うこと。

五 森林経営管理制度の円滑な実施に向けては、森林組合を始めとする林業事業体における新規就業者の確保及び定着が喫緊の課題となっていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策を始めとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。

六 台風等の自然災害による森林被害が頻発している現状に鑑み、災害発生を予防し、災害復旧を迅速化する観点から、倒木の防止や除去等を含め、間伐を始めとする適切な森林整備を推進すること。また、市町村が主体となった森林整備の着実な推進に向け、林地台帳の整備、境界の明確化、森林所有者の明確化等を一層推進すること。

右決議する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 2.3.12可決 参議院 3.12内閣委員会付託 3.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日の翌日から施行する。

【附帯決議】(2.3.13内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定める新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に係る各種の措置は国民生活に重大な影響を与える可能性のあることに鑑み、定められた要件への該当性については、ウイルスの病原性、感染力等の科学的知見に基づき、感染者の状況、感染地域を考慮し、慎重に判断すること。その際、医学・公衆衛生等の専門家の意見を十分踏まえること。

二 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生したと認める判断をするに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取すること。

三 緊急事態宣言をするに当たっては、特に緊急の必要がありやむを得ない場合を除き、国会へその旨及び必要な事項について事前に報告すること。緊急事態宣言を延長する、区域を変更する、又は解除する場合も同様とすること。

四 特措法に定める政府行動計画に基づき、必要な措置を迅速かつ組織的に幅広く実施すること。その際、都道府県・市町村等がそれぞれの行動計画等に基づき迅速・的確に施策を実行できるよう、政府が持つ情報や学識経験者の意見を提供し、最大限の支援を行うこと。

五 特定都道府県知事及び特定市町村長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を政府対策本部長に報告すること。政府対策本部長は、報告を受けた事項を取りまとめるとともに、緊急事態宣言の実施状況について、適時に国会に報告すること。

六 課題の共有・解決に向け、与野党に対して必要な情報共有を適時、適切に行うとともに、与野党の意見を尊重して施策の実施に当たること。

七 新型インフルエンザ等が周期的に発生することに鑑み、政府対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部等においては、新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる事態が行政文書の管理に関するガイドラインに基づく「歴史的緊急事態」に指定されたことを踏まえ、特に、緊急事態宣言の決定に至り得る場合においては、会議録等の経過記録と科学的根拠となるデータ保存に万全を期し、国民への説明責任を果たすとともに、海外関係諸機関との情報共有を行い、次代への教訓として活用できるようにすること。

八 各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとすること。また、関係機関に対しても、その旨徹底すること。

九 放送事業者への指定公共機関の指定は限定するとともに、感染症に関する報道・論評の自律を保障し、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

十 必要と認められる者については、早期にPCR検査を実施するとともに、健康観察を行うための体制を確立すること。

十一 今回の事態により、大幅なマイナス成長になる可能性が極めて高いことを前提に、消費と雇用に重点を置いた万全の金融・財政政策を講ずること。その際、サプライチェーンの寸断等や風評被害を含む顧客の大幅減少により大きな経済的影響を受けている中小・小規模企業、個人事業主・フリーランスのうち、新型コロナウイルス拡大に伴う減収が一定程度を超える事業者に対して、事業継続が可能となるよう特に配慮すること。

十二 小学校等の臨時休業により、仕事を休まざるを得なくなった保護者等への支援策や、放課後児童クラブ等の子供の居場所の確保に万全を期すこと。

十三 特措法第45条における施設利用等の制限要請等を行う政令については、消毒液の設置、人数制限等のより人権制約の度合いの小さい措置が可能であることを明示し、集会の自由等の人権が過度に制約されがないようにすること。その際、感染症の専門家及び現場の意見を十分踏まえること。

十四 特措法第45条における施設利用等の制限要請等を行うに当たっては、その実効性の一層の確保を図るため、当該要請等によって経済的不利益を受ける者への配慮を十分に検討すること。

十五 企業及び個人（奨学金を含む。）に対する貸付条件等について、国から金融機関等に対して柔軟な対応を要請すること。

十六 生活や経済に支障が生ずる国民や企業が相談できる窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続が行えるよう早急に検討すること。その際、緊急的かつ深刻な経済情勢に鑑み、申請手続における提出書類や各種条件を極力簡素化するとともに、審査は迅速かつ合理的に行うこと。

十七 過去の経験に照らせば、新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには自殺リスクの高まりにも発展しかねない状況となっていることを踏まえ、政府は1人の命も犠牲にしないという強い決意の下に、全国の自治体と連携し、自殺対策（生きることの包括的支援）を万全に講ずること。

十八 国民、企業などが、不必要的混乱を避け、冷静で的確な行動がとれるよう、科学的見地からも正確で必要十分な情報発信を適時、適切に行うこと。特に、医療従事者、高齢者、障害者、学校関係者、訪日・在留外国人、海外等への情報発信及び相談・支援体制の構築には最大限留意すること。また、ウイルスの肺以外の臓器や血液への影響、排泄物を通じた感染、動物への感染などについて、医学的に検証し、その結果についてもきめ細かく情報提供するよう努めること。

十九 農水産品の流通及び輸出入に支障が生じないよう努めるとともに、国産の輸出農水産品について科学的知見を踏まえて対応し、風評被害防止に努めること。

二十 中小企業金融の返済期限、雇用保険の給付期間の延長などについて、東日本大震災に伴って実施された期限延長措置にならい、その実施を検討すること。

二十一 感染症対策を一元的に担い、一定の権限を持つ危機管理組織の在り方（日本版CDC等の

設置)を検討すること。

二十二 今回の新型コロナウイルス感染症への政府がとった対応について、第三者的立場から、客観的に検証し、その結果を明らかにすること。

二十三 特措法の適用の対象となる感染症の範囲(当該感染症に係る法令の規定の解釈により含まれるもの範囲を含む。)について、速やかに検討すること。

二十四 感染国から在留邦人、邦人旅行者を早期に出国させるため、出国手段等の確保に万全を尽くすこと。また、船舶での感染症対策について、国際的な協議を速やかに行うこと。

二十五 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

右決議する。

科学技術基本法等の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.8内閣委員会付託 6.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、科学技術基本法の一部改正

- 1 法律の題名を「科学技術・イノベーション基本法」とする。
- 2 法律の振興対象に「人文科学のみに係る科学技術」及び「イノベーションの創出」を加える。
- 3 「科学技術の振興に関する方針」を「科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針」とし、同方針に、科学技術・イノベーション創出の振興は、研究者等及び研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う人材の創造性が十分に發揮されることを旨として行われなければならない旨等を加える。

二、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正等

- 1 法律の対象に「人文科学のみに係る科学技術」を加える。
- 2 成果を活用する事業者等に対する出資等の業務を行うことができる研究開発法人として国立研究開発法人防災科学技術研究所等の5つの法人を追加するとともに、研究開発法人の出資先事業者が民間事業者等と共同研究等を実施できることを明記する。
- 3 中小企業技術革新制度について、イノベーションの創出を促進する観点から、根拠規定を中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に移管するとともに、国等が研究開発課題を設定して中小企業者等に交付する指定補助金等を指定する等の見直しを行う。

三、内閣府設置法の一部改正等

- 1 内閣府の特別の機関として、科学技術・イノベーション推進事務局を設置する。
- 2 健康・医療戦略推進本部に関する事務を内閣官房から内閣府に移管するとともに、内閣府の特別の機関として、健康・医療戦略推進事務局を設置する。

四、施行期日

この法律は、令和3年4月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 科学技術・イノベーション基本法の目的に「科学技術の水準の向上」に加え、「イノベーション創出の促進」が追加されることにより、今後の科学技術政策がイノベーション創出に偏重することのないよう、科学技術基本法の本来の目的である科学技術の振興とイノベーション創出のバランスに十分留意すること。
- 二 第2期科学技術基本計画の計画期間以降、政府研究開発投資目標が達成されていない現状に鑑み、本法により「人文科学のみに係る科学技術」が科学技術・イノベーション基本法の対象に追加され、振興対象とする研究の幅が広がることも踏まえ、科学技術関係予算の拡充に努めること。

- 三 本法において、新たに研究開発法人及び大学等並びに民間事業者についても責務規定を設けたことを踏まえ、これらの者がイノベーション創出や人材育成・人材活用などに積極的に努めることができるよう、適切な措置を講ずること。
- 四 本法により、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項に人材等の確保・養成・資質の向上、適切な処遇の確保に関する施策等が追加されることに鑑み、我が国における科学技術の水準の長期的な向上を図るため、研究者等の雇用の安定を確保するとともに、ポストドクターを含む若手研究者に自立と活躍の機会を与える環境を整備するよう努めること。
- 五 研究・技術開発の現場におけるダイバーシティーが成果につながるという知見に基づき、女性研究者や外国人研究者が活躍できる環境を整備するよう努めること。
- 六 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）について、中小企業者等によるイノベーション創出の促進が実効的になされるよう、制度を適切にマネジメントすることのできる人材の育成・配置を行うほか、制度全体の実績等の評価を専門家の知見を活用しつつ段階的かつ定期的に行うとともに、それを踏まえ必要な運用見直しを適宜適切に行うこと。
- 七 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、研究開発法人及び大学等並びに民間事業者における研究開発の遅れや、産学官連携の共同研究等の縮小など、研究・技術開発の現場への影響を速やかに調査・分析し、適切な措置を講ずること。

右決議する。

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 2.5.28可決 参議院 6.1内閣委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人情報の保護に関する法律の一部改正

- 1 個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、個人の権利利益を害するおそれが大きい個人データの漏えい等の事態が生じたときは、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合等の一定の場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工したものを仮名加工情報と定義する。仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下同じ。）は、一定の場合を除き、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱ってはならない。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、一定の場合を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- 6 仮名加工情報については、個人情報取扱事業者の義務に関する規定の一部は、適用しない。
- 7 この法律は、個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報等を、外国において取り扱う場合についても適用する。
- 8 個人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げるとともに、両罰規定による法人等に対する罰金の上限額を1億円に引き上げる。

二、一の1の規定の整備等に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律について所要の改正を行う。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4内閣委員会議決)

高度情報通信社会の進展に伴い集積される個人情報の利活用に際し、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うことが、より良い社会環境の発展のために一層重要な課題になっていることを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 個人情報に関する定義等を政令等で定めるに当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、保護対象を可能な限り明確化する等の措置を講ずること。
- 二 匿名加工情報及び仮名加工情報の規定の趣旨が個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うものであることに鑑み、個人情報取扱事業者が匿名加工情報及び仮名加工情報を生成する際に必要となる基準を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、個人の権利利益の保護と個人情報の利活用との均衡について十分に配慮すること。
- 三 個人情報の不適正な利用の禁止に関しては、個人の権利利益を保護しつつ個人情報の適切な利活用を促すため、ガイドライン等において、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」の具体的な事例を挙げるなど、可能な限り明確化を図ること。
- 四 個人情報の漏えい等の報告及び本人への通知の義務化の対象を個人情報保護委員会規則で定めるに当たっては、国民及び個人情報取扱事業者に分かりやすいものとなるよう、消費者や事業者等多様な主体から広く丁寧に意見を聴取し、義務化の対象となる要件を可能な限り明確化すること。また、漏えい等事案の発生が認知されずに必要な措置が不十分になるような事態及び本人が被害・影響を受けるような事態が生じないようにするために必要な措置を講ずるとともに、その運用状況や実態を踏まえ、更なる措置についても検討すること。
- 五 保有個人データの開示方法、第三者提供記録の本人開示、利用停止・消去権等の個人の権利の拡充に伴い、その目的と実効性を確保するため、消費者及び事業者等に分かりやすく、その趣旨や利用停止等の請求が可能となる「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある」場合及び事業者が請求に応じないことが例外的に許容される場合の事例等をガイドライン等で具体的に示すなど、必要な措置を講ずること。
- 六 個人関連情報の第三者提供の制限等については、その実効性を確保するために解釈基準を明確にするなど適切な運用が図られるようにするとともに、その運用状況を把握して適正な個人情報の保護と利活用について更なる検討を行うこと。
- 七 本法の域外適用の強化に当たっては、外国事業者に対して関係規定を確実に適用できるよう、外国執行当局との一層の協力体制の構築・維持に努めること。
- 八 違反行為に対する規制の実効性を十分に確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討を行うこと。
- 九 民間、行政機関等における個人情報保護に係る規定や地方公共団体の個人情報保護制度に係る国と地方の役割分担等について議論を進め、法律による一元化を含めた規律の在り方について早急に検討すること。
- 十 情報通信技術の急速な進展に伴い個人情報の利活用が高度化していることにより、データの利活用による個人の権利利益に対する影響が多様化していることから、個人の権利利益の保護を図りながら個人情報の利活用を行うよう、個人情報保護委員会は、民間の実態を常に広く把握し、制度面を含めた検討を隨時行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十一 個人の権利利益の保護とデータの利活用とのバランスを考慮に入れつつ、情報通信技術の進展等を踏まえ、3年後を目途とする見直しまでに不断の情報収集と制度の改善策の検討を行うこと。また、見直しに当たっては、EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）など諸外国の事

例を参考にすること。

十二 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための接触確認アプリ等のツールを導入する際には、諸外国における活用の実態と課題を踏まえ、個人に関する情報の収集範囲や利用プロセスの透明性を確保するとともに、利用目的を明確にし、収集する情報は必要最小限のものとすること。

右決議する。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 2.5.26可決 参議院 5.27文教科学委員会付託 6.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、インターネット上の著作権侵害等による被害の拡大を防止するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、侵害著作物等に係るリンク等の提供により侵害著作物等の利用を容易にする行為であって、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等（以下「リーチサイト等」という。）において行う行為等を、著作権等を侵害する行為とみなす。
- 二、一の行為を行った者及びリーチサイト等を運営する者等について罰則を科す。
- 三、私的使用目的で行う録音及び録画以外の複製のうち、著作権（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物の利用に係る権利を除く。）を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（軽微なものを除く。）（以下「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行うものに、複製権が及ぶこととする。ただし、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。
- 四、三の複製権が及ぶ複製のうち、有償著作物の複製（以下「有償著作物特定侵害複製」という。）を、有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行う行為を継続的に又は反復して行った者について罰則を科す。
- 五、写真の撮影等の対象として写り込んだ著作物等の利用に関する権利制限規定について、著作権者等の許諾なく利用できる範囲を拡大する。
- 六、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入、著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロール等に関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登録制度の整備を行う。
- 七、この法律は、一部の規定を除き、令和3年1月1日から施行する。

【附帯決議】(2.6.4文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、海賊版サイトの形態は多種多様であり、本法の措置では対応ができないストリーミング形式を採用している海賊版サイト等も存在することを踏まえ、本法による規制にとどまらず、今後ともあらゆる手段を通じて海賊版対策の徹底に向けた取組を政府一丸となって行うこと。
- 二、侵害コンテンツの違法アップロードについては、アップロードを行う者が海外サーバーを利用する事例や我が国の検索協力等の要請に対して非協力的な国が存在することも踏まえ、迅速かつ円滑な検索・摘発に向けて、政府は、海外の検索機関や通信業者等との更なる連携強化を促進し、実効性のある違法アップロード対策の実現に努めること。
- 三、政府は、海賊版対策を講じるための専門的知見、人的資源、資金等が不十分な中小企業等を支援するため、海賊版対策の構築に係る専門的知見の提供や経費の補助等の様々な支援策を講じるよう努めること。
- 四、本法による侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置が、国民の正当な情報収集等の萎縮をもたらさないよう多くの要件が設けられ複雑な制度設計となっていることを踏まえ、本法附

則による国民への普及啓発及び未成年者への教育を行うに当たっては、分かりやすいガイドライン等を作成するとともに、インターネット上や学校現場等の様々な場面での普及啓発・教育に万全を期すこと。

五、政府は、関係者による議論の状況等を踏まえつつ、演奏権等の要件としての公衆に直接見せる又は聞かせる目的の範囲について、必要に応じて社会通念や妥当性の観点から検討するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

六、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、従来は受信者であった国民が同時に発信者にもなる時代が到来し、著作物の利用・流通形態の多様化が今後さらに進行することが想定されることに鑑み、政府は、権利の保護と著作物の円滑な利用の促進とのバランスに十分留意しつつ、時代に即した著作権法制となるよう、その在り方について不断の検証を行うこと。

右決議する。

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.8経済産業委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、信用保証協会による保証について経営者の個人保証を求める保証の創設、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 経営者の個人保証を求める保証の創設

事業承継に併せて保証債務を借り換える中小企業者又は他の事業者からその不可欠な資産を得て事業承継を行う中小企業者であって、経済産業大臣の認定を受けた者について、経営者の個人保証を求める保証を創設する。

また、経営力向上計画又は地域経済牽引事業計画に従って行われる事業承継等に必要な資金に係る債務の保証を受けた中小企業者について、経営者の個人保証を求める保証を創設する。

二 中小企業者であった承認地域経済牽引事業者の特例

地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者が、事業拡大により中小企業者要件を満たさなくなった場合においても、当該計画期間中は、引き続き中小企業者であるものとみなして、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を継続する。

三 中小企業者等の外国関係法人等（海外子会社等）に対する支援措置の拡充

経営力向上計画の認定又は地域経済牽引事業計画の承認等を受けた中小企業者等について、その外国関係法人等に対して株式会社日本政策金融公庫が直接融資等を行うことができる特例を設ける。

四 代表者交代に伴う事業承継に関する支援体制の整備等

産業競争力強化法に規定される認定支援機関の行う業務として、親族内承継支援業務及び経営者個人の保証債務整理支援業務を追加する。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（2.6.12経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 事業承継の際の障壁となっている経営者保証の解除については、本法により新たに措置される信用保証制度の効果や活用状況を適時検証し、必要に応じ更なる対応策について検討を行うこと。

また、経営者保証に依存しない融資を一層促進するため、「経営者保証に関するガイドライン」及び同ガイドラインの特則の周知を図るとともに、中小企業と金融機関の橋渡し役となる経営者

- 保証コーディネーター等が効果的に機能し、適切な運用が促進されるよう努めること。
- 二 事業承継の円滑化が我が国経済の持続的な成長や地域における雇用の維持に極めて重要であることに鑑み、第三者承継への更なる支援や中小M&A市場の活性化等の施策を適切に講ずること。
- 三 中小企業の海外展開支援については、海外生産拠点の分散化や国内生産拠点の再構築等の必要性も踏まえつつ、中小企業のニーズに対応して、資金調達面のみならず、情報提供やマッチング支援等、総合的な支援の一層の充実強化を図ること。
- 四 各種計画制度については、事業者にとって使い勝手の良いものとなるよう引き続き適切な見直しを行うとともに、それら制度が今後の中小企業の発展につながるよう更なる環境整備に努めること。なお、計画の申請手続については、書類の簡素化等により、事業者の負担軽減を図るとともに、事業者間のデジタル・デバイド（情報格差）にも十分配慮しつつ、計画の電子申請を推進すること。
- 五 新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業・小規模事業者の廃業や倒産を回避するため、予算・税制・金融面での必要な支援策の検討を含め、万全の対策を講ずること。
- 右決議する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 2.5.19可決 参議院 5.20環境委員会付託 5.29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成26年に施行された改正大気汚染防止法附則に定める施行状況の検討により判明した課題等に対応するため、建築物の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行において規制対象外である石綿含有成形板を含む、全ての石綿含有建材を規制の対象とするための規定の整備を行う。
- 二、不適切な解体等工事前の建築物の調査を防止するため、当該調査の方法を定めるとともに、元請業者に対し、石綿含有建材の有無にかかわらず当該調査結果を都道府県知事に報告し、また、当該調査に関する記録を作成・保存することを義務付ける。
- 三、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等工事において、隔離等の飛散防止措置を講じずに除去した者等に対する直接罰を導入する。
- 四、不適切な除去等作業を防止するため、元請業者に対し、作業結果の発注者への報告や作業に関する記録の作成・保存を義務付ける。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.5.28環境委員会議決)

- 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。
- 一、石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事現場において隔離場所周辺の大気濃度測定が必要とされていることにかんがみ、石綿の濃度を迅速に測定するための方法や測定結果の評価に必要な管理基準値等について、現に義務化を実施している地方公共団体等の事例を参考にして調査・研究を行い、その制度化について速やかに検討すること。
 - 二、規制対象となる解体等工事が大幅に増加することが見込まれることにかんがみ、関係省庁や都道府県等が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等により専門性を有する十分な人材を確保すること。
 - 三、石綿に係る調査等の信頼性を担保するため、事前調査及び作業後の確認の実施の状況を踏まえ、第三者による事前調査及び作業後の確認の実施も含め、必要に応じて対策を検討すること。
 - 四、石綿に係る特定粉じん排出等作業において、被覆等の石綿の除去以外の方法による作業についても石綿の飛散の可能性がある場合には、除去の場合と同様に、隔離や集じん・排気装置の使用等必要な作業方法を法令上明確に定めるよう検討すること。

- 五、石綿の除去等に関する作業の安全性と信頼性を向上させるため、特定粉じん排出等作業にあたる事業者に対し、本法の周知及び施行に係る技術的情報の提供に努めること。
- 六、解体等工事の規制に関し、環境保全等の観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこと。
- 七、国民の生活の安全・安心を確保するため、解体等工事における石綿の飛散の防止を図るとともに、石綿の除去を着実に推進することについて、関係省庁間及び地方公共団体との連携などの必要な措置を検討すること。
- 八、石綿含有建材のデータベースの周知などにより、建築物等の所有者や解体等を行う事業者が石綿含有建材の使用状況を容易に把握できるようになるとともに、把握した情報を活用し、災害時の建築物の倒壊等による石綿飛散の防止に向けて万全を期すること。
- 九、新たに石綿含有成形板等のレベル3建材が法規制の対象となり、また、都道府県の報告徴収及び立入検査の対象が下請業者に拡大されるなど、石綿の飛散防止のための都道府県の役割が大幅に拡大され、都道府県が規制権限及び調査権限を適時適切に、必要な場合は届出のあった現場以外の解体等工事の現場についても行使する責務を全うすることが周辺住民の生命及び身体の安全を確保することに不可欠であることから、国がマニュアルを整備することなどにより、都道府県の職員の専門知識や対応能力の向上に努めること。
- 十、解体等工事において、石綿飛散の被害者となり得る周辺住民との間に情報共有や意見交換が行われることが安全な工事の実施のために重要なことから、解体等工事におけるリスクコミュニケーションが進むよう必要な措置の検討を行うこと。
- 十一、作業基準違反等の事例の調査分析が、今後の規制の在り方の検討のために重要であることから、作業基準違反等の事例の把握に努めること。
- 十二、石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事の増加により、石綿飛散の危険性が一層高まることから、石綿による健康被害救済制度の施行状況を把握するとともに、石綿関係の疾患等に係る最新の知見等を収集し、適切な救済の実施に向けた必要な見直しを行うこと。
- 十三、本法附則第5条による施行後5年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢60年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第54号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29財政金融委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例を設ける。

二、欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円超10億円以下の法人の令和2年2月から令和4年1月までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする特例を設ける。

三、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合、当該金額（上限20万円）を寄附金控除の対象とする。

四、住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月までに居住の用に供することができなかつた場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化する。

五、その他

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例を設けるとともに、特別貸付けに係る契約書の印紙税を非課税とする等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響の全容等が不明であることから、現時点では見込まれていない。

【附帯決議】(2.4.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 納税の猶予制度の特例措置については、その立法趣旨を踏まえ、事業者の事業の状況等を十分に配慮した公平かつ適正な運用を行うとともに、関係機関の協力を得つつ、納税等の事務負担の軽減に向けた環境整備に万全の対策を講ずること。

二 新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、納税の猶予制度の特例措置については、その延長の要否に關して必要な検討を行うとともに、同特例措置の適用状況を把握した上で、国会への報告を行うこと。

三 今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を勘案し、更なる税制措置等の必要性を検討すること。

四 納税の猶予制度の特例措置に対応する国税職員の体制強化及び新型コロナウイルス感染症への国税職員の感染防止措置について、万全の対策を講ずること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29総務委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又は0とする。

二、徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収を猶予する特例を設ける。

三、車体課税

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時の軽減措置について、適用期限を令和3年3月31日まで延長する。

四、その他

- 1 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずる。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

本法律案は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限を延長し、及び同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12内閣委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の期限を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、再生支援決定等の期限の延長

再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成33年3月31日）を令和8年3月31日に延長する。

二、業務の完了期限の延長

一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならぬ期限（平成38年3月31日）を令和13年3月31日に延長する。

三、その他

その他所要の規定を整理する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12財政金融委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対処して金融

機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例

信用を供与している者の財務の状況が新型コロナウイルス感染症等により相当程度悪化したことその他の新型コロナウイルス感染症等の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設ける。

1 経営強化計画の記載事項の特例

収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標、従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項については、経営強化計画への記載を不要とする。

2 国の資本参加の要件の特例

経営強化計画の実施により収益性及び業務の効率の向上等が見込まれること等については、資本参加の要件から除外するなど、国の資本参加の要件の特例を設ける。

3 国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、優先株式に限らないこととともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とする。

二、国の資本参加の申込みをする期限の延長

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を令和8年3月31日まで4年間延長する。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.6.12財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法に基づく特例措置の運用に当たっては、経営強化計画に盛り込む地域経済の再生に資する方策の実効性を確保することなどを通じて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける中小企業者・小規模事業者に対する金融の更なる円滑化に資するものとなるよう、十分に配意すること。
- 二 本法に基づく特例措置が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた金融機関等に国が資本参加を行うことにより、中小企業者・小規模事業者を支え、地域経済の活性化を図るために設けられたことを踏まえ、その趣旨を的確に周知することにより、資本参加を必要とする金融機関等が本特例措置を効果的に活用できるよう配慮すること。
- 三 本法に基づく特例措置によって資本参加を受けた金融機関等における財務的負担を軽減する観点から、本特例措置における国の資本参加に係る金融機関等のコストをできる限り低減するように配慮すること。
- 四 資本参加を受けた金融機関等に対するモニタリングの充実などを通じて、中小企業金融の円滑化や地域経済の活性化に向けた政策効果の発現を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況や経済情勢等を踏まえ、申請期限の到来前であっても必要に応じて本特例措置の見直しについて検討すること。
- 五 本法に基づく特例措置を含め、国の資本参加制度については、その政策効果等の不断の検証を行うとともに、リスク管理も含めた適時適切な実施に努めること。
- 六 新型コロナウイルス感染症等の影響により我が国の経済金融情勢及び雇用情勢が厳しさを増す中で、これまでに実施されている各種の金融上の措置については、引き続き迅速かつ弹力的な対応が行われるよう特段の配慮を行うとともに、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復等に向けた資金需要に適切に応える対策を講ずること。

右決議する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(閣法第59号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12厚生労働委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症等が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険の受給資格者のうち一定の者については、公共職業安定所長が、新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況等の事情を勘案し、所定の基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合においては、受給期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

二、政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るために、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させている期間について賃金の支払を受けることができなかつた雇用保険の被保険者に対して、雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができ、賃金の支払を受けることができなかつた被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に対して、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に準じて特別の給付金を支給することができる。

三、国庫は、経済情勢の変化及び労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合には、予算で定めるところにより、令和2年度及び令和3年度における求職者給付等に要する費用の一部を負担することができる。

四、国庫は、令和2年度及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用調整助成金等を支給する事業に要する費用の一部を負担するものとし、国庫が負担するものに相当する額は、一般会計から雇用勘定に繰り入れるものとする。

五、令和2年度及び令和3年度において、雇用勘定の積立金は、育児休業給付費又は雇用安定事業費（雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

六、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(2.6.12厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、本法に基づく「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」（以下「休業支援金」という。）及び休業支援金に準じた特別の給付金が創設された場合でも、事業主はその責に帰すべき事由による休業の場合においては労働基準法第26条に基づく休業手当を支払う義務を免れるものではなく、雇用調整助成金を活用して積極的に労働者の雇用維持を図ることが基本であることについて、引き続き周知徹底及び必要な指導を行うこと。

二、休業支援金の申請に必要な書類及び関連情報について、労働者又は都道府県労働局長からの求めがあった場合には事業主は速やかに協力・対応すべきであり、その旨、通達等により、事業主及び労働者双方への周知徹底を図ること。

三、休業支援金については、何より迅速な支給が求められることから、本法の施行後、速やかに申請受付が開始されるよう最大限の努力を払うとともに、申請に必要な書類や手続のできる限りの簡素化を図り、速やかな支給に向けた十分な体制を整備すること。また、給付額の決定に用いられる休業前賃金の算定においては、新型コロナウイルス感染症等の影響で減収となった期間が基準とならないよう柔軟な制度設計を行うこと。

四、雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられる前に休業手当を支払って雇用調整助成金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額

分の追加の支給が可能であることを周知するとともに、労使間で協定を再締結すること等により休業手当が追加支給された場合には、再申請による助成金の追加支給ができるだけ速やかに実施すること。また、雇用調整助成金の支給の迅速化については、申請書類の更なる簡素化や申請受付・審査体制の一層の強化を図るとともに、オンライン申請については運用停止が繰り返されている問題を踏まえ、再発防止を徹底した上で可能な限り早期の運用再開を図ること。

五、休業支援金の支給対象とならない労働者の中にも、休業手当が適切に支払われていない労働者、特に短時間労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者が多数存在する実態を十分に認識し、引き続き事業主には積極的な雇用の維持や休業手当の支払を求めるとともに、その他の生活・生計支援策も最大限に活用して当該労働者の生活を支えること。

六、派遣労働者、特に登録型や日雇型の派遣労働者については、三角関係の雇用契約の中でとりわけ弱い立場に置かれている者が多数存在することから、派遣先・派遣元事業主に対して現在有効な派遣契約・雇用契約の維持・継続に努めること及び休業の際に休業手当を支払うことを強く要請するとともに、既に派遣契約・雇用契約が終了している派遣労働者については、早急に次の派遣先が確保されるよう最大限の努力を行うことや、派遣元の従業員として雇用契約を締結し、休業手当の支払や休業支援金の支給対象となるよう努めることなど、政府として積極的な要請・指導を行うこと。

七、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、全国の公共職業安定所において統一的な取扱いがなされるよう、適用基準の明確化を図ること。

八、今後の失業者数の増減や求人人数の増減の動向などを注意深くモニターしつつ、失業者の安定的な求職活動を支える措置を積極的に講じていくこと。また、求職者給付や職業訓練受講給付金を受給できない失業者に対する生活支援策の拡充・強化を検討し、必要な措置を講ずること。

九、今後、企業の倒産・廃業・休業の動向や失業者数・失業者数の動向などを注意深くモニターし、国民の生活、暮らし、雇用の維持・確保を最大の使命と位置付け、引き続きの雇用・生計維持のための政策を前例にとらわれずに講じていくこと。とりわけ生活保護制度が最後のセーフティネットとして確実に機能し、保護されるべき国民が迅速かつ適切に保護されるよう、地方自治体に対する要請や財政措置を徹底すること。

十、国は、地方自治体等が、労働基準法が適用される職員に対し、新型コロナウイルス感染症等の影響により休業させた場合は、同法第26条に基づき休業手当を支払うよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(第200回国会閣法第12号)

(衆議院 第200回国会元. 12. 3可決 参議院 第200回国会12. 9法務委員会付託 2. 4. 10本会議可決
衆議院 5. 22可決)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

1　外国法事務弁護士等が手続等を代理することができる「国際仲裁事件」の定義規定を見直し、当事者全部が国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性がある場合には「国際仲裁事件」とする。

2　「国際調停事件」の定義規定を新設し、外国法事務弁護士等によるその手続の代理を可能と

する。

二、職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となるための承認要件の1つである職務経験要件について、資格取得国等における職務経験として必要とされる3年以上の期間に算入できる我が国における労務提供期間の上限を1年から2年に拡大する。

三、弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度を創設し、弁護士である社員は法律事務一般につき、外国法事務弁護士である社員は外国法に関する法律事務等に限り、業務執行することができるとするなど、所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

一及び二については、公布の日から起算して3月を経過した日から、三については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(2.4.7法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 企業の国際取引の増加等に伴い需要が拡大している外国法サービスや、本法の施行により我が国でも活性化が期待される国際仲裁及び国際調停の担い手となり得る日本の弁護士その他の法務人材の養成に向けて、人材育成その他の必要な取組を行うこと。
- 二 日本法令の外国語訳を迅速に提供するなど、我が国における国際仲裁及び国際調停、ひいては国際ビジネスの活性化に向けた環境整備に取り組むこと。
- 三 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度について、本制度を利用した外国法事務弁護士による権限外の業務に対する不当関与等の懸念が示されていることを踏まえ、本制度の運用状況を注視し、必要に応じて更なる措置を講ずること。
- 四 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度における外国法事務弁護士が執行できる業務の範囲及び権限外の業務に対する不当関与の禁止の規定等について、企業を含む関係者に対し、十分な周知・説明を行うこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととすること等を内容とするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 2.4.24議院運営委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、歳費法第11条の2第2項及び第11条の4の規定にかかわらず、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人事費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人事費削減推進本部を設置しようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剩余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人事費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとすることについて定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るために、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行おうとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府が日本たばこ産業株式会社とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引き上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が同社の株式を保有する必要性及び同社を特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、同社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、同社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引き上げに関する政府における検討等について定めるものである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備等について定めるとともに、保存期間及び廃棄の概念を廃止しようとするものである。

公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理をめぐる近年の状況に鑑み、公文書院の設置等による公文書等の管理の適正化を推進するため、独立性及び専門性をもって公文書等の適正な管理を図るために必要な事務をつかさどる公文書院の設置に関する基本的な事項並びに公文書院の設置に伴い講ぜられるべき施策について定めようとするものである。

新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞していることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る事態の収束後における経済状況等を好転させるための対策として、消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置について定めるものである。

新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、新型コロナウイルス感染症関連支援に係る手続をめぐる現状に鑑み、新型コロナウ

イルス感染症関連支援を必要とする者がこれを迅速に受けることができるようするため、新型コロナウィルス感染症関連支援に係る手続の迅速化に関し必要な事項を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 2.1.28可決 参議院 1.30農林水産委員会付託 1.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を変更するとともに、当分の間の措置として、アフリカ豚熱に係る予防的殺処分を行うことができるなどする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更

「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称をそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとする。

二、アフリカ豚熱に関する特例

1 アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するための予防的殺処分

農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合において、第3章の規定並びに2のイ及びロにより講じられる措置のみによってはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、やむを得ないと認めるときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜を殺す必要がある地域及びその家畜を指定することができることとする。

2 家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止

イ 家畜等の移動の制限、家畜の放牧等の制限、消毒、通行の制限及び遮断その他の家畜伝染病のまん延の防止のための措置について、当分の間、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の病原体の拡散を防止するため必要がある場合においても講ずることができることとする。

ロ 飼養衛生管理基準の遵守に係る勧告及び命令について、当分の間、家畜におけるアフリカ豚熱のまん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を防止するため必要がある場合においても行うことができるようすることとする。

ハ イの通行の制限若しくは遮断又はロの命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、二の2のハは、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとする。

養豚農業振興法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.23農林水産委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の豚の伝染性疾病的国内外における発生の状況に鑑み、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和

1 法律の目的及び基本方針に定める事項に、「豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和」を追加することとする。

2 国及び地方公共団体は、豚の伝染性疾病の発生を予防し、及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豚の伝染性疾病に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

3 国及び地方公共団体は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、養豚農

家による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進その他豚の飼養衛生管理の向上の促進に必要な施策を集中的に講ずるよう努めることとする。

二、国内由来飼料の安全性の確保への配慮

国内由来飼料の利用を増進するための施策については、国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ、これを講ずるよう努めることとする。

三、特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護

安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るための施策として、「特別な銘柄の豚肉等の生産に資する種豚の改良及び保護」を追加することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 2.3.19可決 参議院 3.26災害対策特別委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況に鑑み、その有効期限を5年延長し、令和7年3月31日までとする等の措置を講じようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 2.4.27可決 参議院 4.27議院運営委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第35条の規定にかかわらず、令和3年4月30日までの間は、歳費月額に100分の80を乗じて得た額とすること。
- 二、この法律は、令和2年5月1日から施行すること。

令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29総務委員会付託 4.30本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、権利の差押え等の禁止
令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 二、金銭の差押えの禁止
令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえことができない。

三、定義

この法律において「令和二年度特別定額給付金等」とは、市町村又は特別区から支給される給付金で次に掲げるものをいう。

- 1 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。2において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源とする給付金
- 2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算（第1号）における子

育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金を財源とする給付金

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第16号)

(衆議院 2.6.2可決 参議院 6.4政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大とともに、町村の議会の議員の選挙においても供託金制度を導入すること等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、町村議會議員選挙及び町村長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点を、条例による選挙公営の対象とする。
- 二、町村の選挙において選挙運動用ビラの作成を公営の対象とするに当たって、町村議會議員選挙においてビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数は1,600枚とする。
- 三、町村議會議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とする。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案(衆第23号)

(衆議院 2.6.10可決 参議院 6.10農林水産委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、防災重点農業用ため池の決壊による水害等から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、防災工事等推進計画等

1 基本指針

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならないこととする。

2 防災重点農業用ため池の指定

都道府県知事は、基本指針に基づき、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いて、政令で定める要件に該当する農業用ため池を、防災重点農業用ため池として指定することができることする。

3 防災工事等推進計画

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るために、防災工事等推進計画を定めるものとする。

二、防災工事等推進計画に基づく防災工事等に対する支援

1 都道府県の援助

都道府県は、防災工事等推進計画に基づく防災工事等を実施する者に対し、当該防災工事等の確実かつ効果的な実施に関し必要な技術的な指導、助言その他の援助に努めるものとする。

2 財政上の措置

国は、防災工事等推進計画に基づく事業及び1の援助の実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

三、施行期日等

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和13年3月31日限り、その効力を失うこととする。

【附帯決議】(2.6.11農林水産委員会議決)

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に寄与している。このため、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進する際には、こうした多面的な機能への十分な配慮が必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 法第3条第1項に規定する防災工事等基本指針に、防災工事等を行うに当たって、生物の多様性の確保をはじめとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮しなければならない旨を明記すること。
- 二 防災工事等基本指針を定めるに当たっては、関係行政機関の長との協議にとどまらず、十分な時間的余裕をもって、幅広く、地方自治体、農業・農村関係者、農業用ため池について知見を有する者等から意見を聴取すること。
- 三 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)附則第5条(5年後見直し)については、「農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)の趣旨及び本附帯決議を踏まえて行うものとすること。

右決議する。

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(衆第24号) (衆議院 2.6.10可決 参議院 6.12厚生労働委員会付託 6.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等を使用することができるようするため、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 二、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。
- 三、この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいう。
 - 1 都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和2年度の一般会計補正予算（第2号）における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの
 - 2 都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和2年度の一般会計補正予算（第2号）における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの
- 四、この法律は、公布の日から施行する。
- 五、この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

予 算

令和元年度一般会計補正予算（第1号）

令和元年度特別会計補正予算（特第1号）

令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（衆議院 2.1.28可決 参議院 1.28予算委員会付託 1.30本会議可決）

【概要】

日本経済は、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心緩やかな回復を続ける一方、相次ぐ自然災害からの復旧・復興の加速や、米中間の通商問題を巡る動向など海外発の経済の下方リスクに十分留意が必要な状況にある。こうした状況を踏まえ、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとするため、政府は、令和元年12月5日に事業規模26.0兆円（財政支出13.2兆円）の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策に基づき、「15か月予算」の考え方の下で編成された令和元年度補正予算は、令和元年12月13日に閣議決定され、一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、税収の減額及び公債金の増額等を行った。

歳出については、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保2兆3,086億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援9,173億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上1兆771億円、地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填132億円等を追加する一方、既定経費1兆2,908億円（うち国債費の減額1兆20億円）が減額された。歳入では、租税及印紙収入を2兆3,150億円減額する一方、税外収入1,881億円、公債金4兆4,214億円（4条公債2兆1,917億円、特例公債2兆2,297億円）、前年度剩余金受入9,001億円が増額された。

なお、租税及印紙収入の減額に伴い、歳出の地方交付税交付金が7,349億円減額されることとなるが、本補正において補填がなされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は3兆1,946億円となり、これを加えた令和元年度一般会計算の総額は歳入歳出ともに104兆6,517億円となった。

令和元年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位：億円)

歳出の補正	歳入の補正
1. 災害からの復旧・復興と安全・安心の確保	23,086
2. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援	9,173
3. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上	10,771
4. その他の経費	1,692
小計	44,722
5. 地方交付税交付金	7,481
前年度剩余金受入見合	985
税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	6,364
地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	132
追加額計	52,203
6. 既定経費の減額	▲ 12,908
7. 地方交付税交付金の減額	▲ 7,349
修正減少計	▲ 20,258
合　　計　(A)	31,946
	合　　計
	31,946

当初予算額 (B)	1,014,571	1,014,571
補正後予算額 (A) + (B)	1,046,517	1,046,517

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(出所) 財務省資料

令和二年度一般会計予算

令和二年度特別会計予算

令和二年度政府関係機関予算

(衆議院 2.2.28可決 参議院 2.28予算委員会付託 3.27本会議可決)

【概要】

令和元年の日本経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しているとみられ、今後についても、緩やかな回復が続くことが期待される。その一方で、令和元年10月に実施された消費税率引上げ後の経済動向が注視されるほか、台風等の被害からの復旧・復興の取組を加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要があることから、政府は、「15か月予算」の考え方で、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づき、令和元年度補正予算及び令和二年度予算における臨時・特別の措置等を適切に組み合わせることで機動的かつ万全の対策を講じることとした。

令和二年度予算は、Society5.0時代に向けた投資やイノベーションの促進、生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進すること等の方針の下に編成され、令和元年12月20日に閣議決定された。

令和二年度一般会計予算の規模は102兆6,580億円（対前年度当初予算比1.2%増）で当初予算として初めて100兆円を超えた前年度を上回るとともに、8年連続で過去最大を更新した。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が63兆4,972億円（同2.5%増）、地方交付税交付金等が15兆8,093億円（同1.1%減）、国債費が23兆3,515億円（同0.7%減）となった。また、前年度に引き続き、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図る観点から、概算要求基準の枠組みとは別枠で措置された「臨時・特別の措置」は、前年度当初予算に比べ2,492億円減少の1兆7,788億円が計上された。具体的には、キャッシュレス・ポイント還元事業（2,703億円）、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（2,478億円）、すまい給付金（1,145億円）、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の着実な実行（1兆1,432億円）などとなっている。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は35兆8,608億円（同5.1%増）となった。消費税増収分を活用し社会保障を充実する一方、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による增加分におさめる」という方針を達成した。消費税率引上げに伴う社会保障の充実策としては、幼児教育・保育の無償化（3,410億円）、高等教育の無償化（修学支援新制度）（4,882億円）、年金生活者支援給付金の支給（4,908億円）などが計上された。

公共事業関係費は6兆8,571億円（同0.8%減）となった。治水対策を中心とした防災・減災対策等の強化、老朽化対策の強化、中長期的な成長基盤となるインフラ整備などに重点的に取り組むとされ、例えば、防災・減災等強化推進費の創設（310億円）、生産性向上に資する道路ネットワークの整備（3,319億円）などが措置された。なお、「臨時・特別の措置」として計上された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」関連予算1兆1,432億円には、非公共事業関係費も含んでいるが、「臨時・特別の措置」（1兆7,788億円）のうち、公共事業関係費は7,902億円に達した。

文教及び科学振興費は5兆5,055億円（同1.5%減）と3年ぶりの減少となった。教育の経済的負担軽減の観点から、私立高等学校授業料の実質無償化に4,248億円が計上されたほか、教育・研究の質を高める観点から、令和元年度に導入された「共通の成果指標に基づく相対評価」を強化・拡充した国立大学法人運営費交付金に1兆807億円などが計上された。科学技術振興費については1兆3,639億円（同0.3%増）が計上され、科学研究費助成事業（2,374億円）、スーパーコンピュータ「富岳」の開発（60億円）などが計上された。

防衛関係費は5兆3,133億円（同1.1%増）となり、8年連続の増加となった。このうち、中期防対象経費は5兆688億円（同1.2%増）となったほか、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力の強化など、多次元統合防衛力の構築を推進することとされた。新規後年度負担（総

額）は2兆5,633億円（同0.6%減）、FMS（有償援助）は4,713億円が計上された。

地方交付税交付金等は15兆8,093億円（同1.1%減）と前年度から減額となった。地方交付税交付金が、令和元年10月からの消費税率引上げによる増収見込み等により増額となった一方、地方特例交付金は、前年度に計上されていた子ども・子育て支援臨時交付金が計上されないこと等により、前年度から減額となった。

国債費は、23兆3,515億円（同0.7%減）となり、2年ぶりの減額となった。債務償還費が14兆9,316億円（同1.9%増）となった一方、利払費は、現下の低金利環境を受けて8兆3,904億円（同4.8%減）となった。

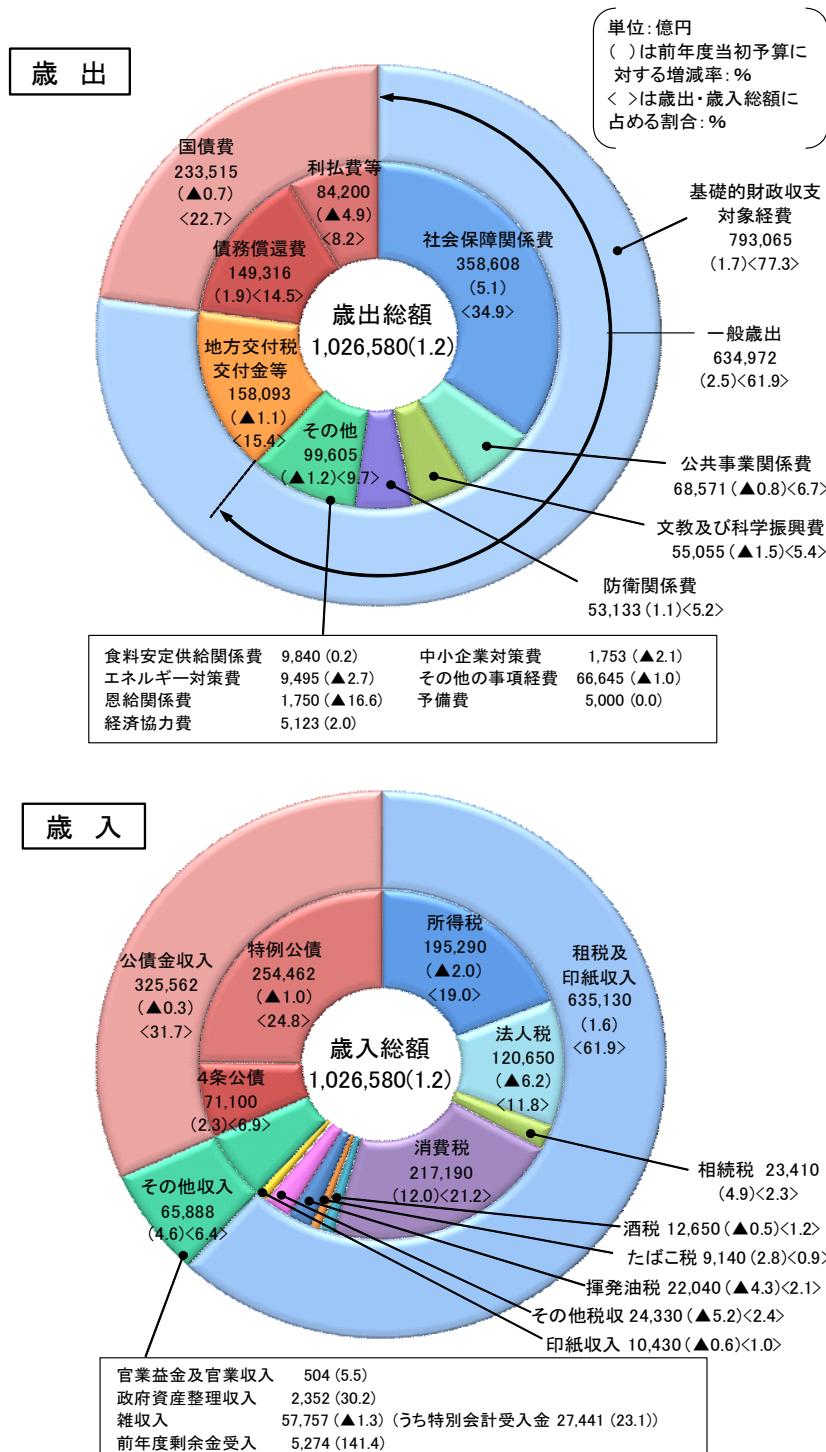
歳入予算については、租税及印紙収入は63兆5,130億円（同1.6%増）となり、過去最高となった。消費税率引上げによる消費税の増収見込みなどが関係している。

公債金は32兆5,562億円（同0.3%減）で10年連続の減額となった。内訳は、4条公債が7兆1,100億円（同2.3%増）、特例公債が25兆4,462億円（同1.0%減）である。公債依存度は31.7%となり、前年度当初予算に比べ0.5ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）は前年度当初予算に比べ1兆3,576億円増加（同1.7%増）した。これにより、一般会計ベースの基礎的財政収支は前年度当初予算から約500億円悪化し、マイナス9兆2,047億円となった。

また、SNAベースの令和2年度における国及び地方の基礎的財政収支はマイナス15.3兆円（対GDP比マイナス2.7%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,125兆円（対GDP比197%）と見込まれている。

令和二年度一般会計予算の内訳



(出所)財務省「予算の説明」等より作成

令和二年度一般会計補正予算（第1号）

令和二年度特別会計補正予算（特第1号）

令和二年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（衆議院 2.4.29可決 参議院 4.29予算委員会付託 4.30本会議可決）

【概要】

新型コロナウイルス感染症は、内外経済に甚大な影響をもたらしており、先行きについても、感染症拡大の収束が見通せるまでは、極めて厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした認識から、政府は、令和2年4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び緊急経済対策の実行等のために編成された令和二年度第1次補正予算を閣議決定した。しかし、その後の総理の指示により、生活に困っている家庭に対する1世帯30万円の給付に代わり、全国全ての国民を対象に一律1人当たり10万円の給付を行うこととなつたため、4月20日に、緊急経済対策の変更が閣議決定された。変更後の緊急経済対策は、事業規模117.1兆円（財政支出48.4兆円）となり、同日、令和二年度第1次補正予算の変更も閣議決定された。

令和二年度第1次補正予算は、一般会計歳出において緊急経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として、感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発1兆8,097億円、雇用の維持と事業の継続19兆4,905億円、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復1兆8,482億円、強靭な経済構造の構築9,172億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費1兆5,000億円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ1,259億円を繰り入れた。歳入では、公債金25兆6,914億円（4条公債2兆3,290億円、特例公債23兆3,624億円）が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は25兆6,914億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに128兆3,493億円となった。

令和二年度第1次補正予算のフレーム（一般会計）

（単位：億円）

歳出の補正	歳入の補正
1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097
雇用の維持と事業の継続	194,905
次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482
強靭な経済構造の構築	9,172
新型コロナウイルス感染症対策予備費	15,000
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259
合　　計　(A)	256,914
1. 公債金	256,914
公債金	23,290
特例公債金	233,624
合　　計	256,914
当初予算額　(B)	1,026,580
補正後予算額　(A) + (B)	1,283,493

（出所）財務省資料

令和二年度一般会計補正予算（第2号）

令和二年度特別会計補正予算（特第2号）

令和二年度政府関係機関補正予算（機第2号）

（衆議院 2.6.10可決 参議院 6.10予算委員会付託 6.12本会議可決）

【概要】

新型コロナウイルス感染症は、引き続き内外経済に甚大な影響をもたらしており、感染拡大の防止の取組を進めつつ、完全な日常を取り戻すまでには時間を要することが想定される。こうした中、雇用と事業と生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに対応するため、事業規模約117兆円（財政支出約73兆円）の令和二年度第2次補正予算を編成した。

令和二年度第2次補正予算は、5月27日に閣議決定され、一般会計歳出において新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、公債金の増額を行った。

歳出については、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、雇用調整助成金の拡充等4,519億円、資金繰り対応の強化1兆6,390億円、家賃支援給付金の創設2兆242億円、医療提供体制等の強化2兆9,892億円、その他の支援4兆7,127億円、新型コロナウイルス感染症対策予備費10兆円を追加するほか、国債整理基金特別会計へ963億円を繰り入れた一方、既定経費の議員歳費20億円が減額された。歳入では、公債金31兆9,114億円（4条公債9兆2,990億円、特例公債22兆6,124億円）が増額された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は31兆9,114億円となり、これを加えた令和二年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに160兆2,607億円となった。

令和二年度第2次補正予算のフレーム（一般会計）

(単位：億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1.	新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318,171	1.
	雇用調整助成金の拡充等	4,519	公債金
	資金繰り対応の強化	116,390	公債金
	家賃支援給付金の創設	20,242	特例公債金
	医療提供体制等の強化	29,892	
	その他の支援	47,127	
	新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000	
2.	国債整理基金特別会計へ繰入	963	
	追加額計	319,134	
3.	既定経費の減額	▲ 20	
合 計 (A)		319,114	合 計
			319,114
第1次補正後予算額 (B)		1,283,493	1,283,493
第2次補正後予算額 (A) + (B)		1,602,607	1,602,607

(出所) 財務省資料

条 約

投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第1号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とアラブ首長国連邦との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年（平成30年）4月にアブダビで署名されたものである。この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。また、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 六、この協定は、この協定の効力発生のために必要とされる国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第2号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とヨルダンとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2018年（平成30年）11月に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文27箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 四、一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際

連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

五、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定を改正する第一議定書の締結について承認を求める件(閣条第3号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

2008年（平成20年）12月に我が国について効力を生じた包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（以下「A J C E P 協定」という。）について、我が国及び東南アジア諸国連合（以下「A S E A N」という。）構成国は、2010年（平成22年）10月以降、サービスの貿易及び投資に関する規定について交渉を行ってきた。その結果、A J C E P 協定を改正する第一議定書（以下「改正議定書」という。）の案文について最終的合意をみるに至った。これを受け、日本側は2019年（平成31年）2月27日に東京において、A S E A N 構成国側は同年4月24日までにシェムリアップ及びハノイにおいて、それぞれこの改正議定書の署名を行った。

この改正議定書は、前文、本文8箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付録から成っており、主な内容は次のとおりである。

一、A J C E P 協定第6章（サービスの貿易）の規定を改め、市場アクセスに関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書6（付録2）の自国の特定の約束に係る表において合意し、特定した条件等に基づく待遇よりも不利でない待遇及び内国民待遇を与えること等を規定する。また、金融サービス及び電気通信サービスに関して第6章を補足する規定をそれぞれ設ける。

二、A J C E P 協定第6章の次に第6章の2（自然人の移動）を加え、附属書9（付録5）を含む同章の規定に従って、他の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を規定する。

三、A J C E P 協定第7章（投資）の規定を改め、自国の領域における投資財産の設立等に関し、他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対して内国民待遇を与えること、対象投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等を規定する。また、締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合に、当該投資家が国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等に請求を付託することができること等を規定する。

四、この改正議定書は、日本国政府及び少なくとも一のA S E A N 構成国との政府が効力発生に必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を行った日の属する月の後2番目の月の初日に、それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府がそのような通告を行った署名国との間で、効力を生ずる。

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の締結について承認を求める件(閣条第4号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とモロッコとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2020年（令和2年）1月にラバトで署名されたものである。この協定は、前文、本文23箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の運営、経営、管理、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠

国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

四、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

五、各締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣條第5号)

(衆議院 2.4.14承認 参議院 5.1外交防衛委員会付託 5.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とコートジボワールとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2020年（令和2年）1月にアビジャンで署名されたものである。この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与える。

二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ公平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。

三、いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。

四、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。

五、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。

六、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第6号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とアルゼンチンとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）6月27日に大阪で署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とウルグアイとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）9月13日にモンテビデオで署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税対象は、本支店間の内部取引をより厳格に認識して計算する。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とペルーとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）11月18日にリマで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができる
こと又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当
局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規
定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について
第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特
典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生
のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通
告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

**所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本
国とジャマイカとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第9号)**

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とジャマイカとの間で課税権を調整するものであり、2019年（令和元年）12月12日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する
場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税するこ
とができる。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができる
こと又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当
局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規
定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について

第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。

九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウズベキスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第10号)
(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、1986年（昭和61年）に効力を生じた現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約をウズベキスタンとの間で全面的に改正するものであり、2019年（令和元年）12月19日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得の課税対象は、本支店間の内部取引をより厳格に認識して計算する。
- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができる
こと又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とモロッコ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第11号)

(衆議院 2.5.19承認 参議院 5.20外交防衛委員会付託 5.27本会議承認)

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とモロッコとの間で課税権を調整するものであり、2020年（令和2年）1月8日にラバトで署名されたものである。この条約は、前文、本文32箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

- 三、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができる
こと又は免税とすることを規定する。
- 四、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 五、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当
局間での協議による解決について規定する。
- 六、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 七、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規
定する。
- 八、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである
場合には条約の特典は与えられない。
- 九、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必要
とされる国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行う。この条約は、遅い方の通告
が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求める の件(閣條第12号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.3本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスウェーデンとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二
重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2011年（平成23年）10月に両国政府間
で協定の締結交渉を開始した結果、2019年（平成31年）4月11日にストックホルムにおいて署名さ
れたものである。

この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、スウェー
デンについては、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺
児手当に関する法令並びにこれらの法令に係る社会保障の保険料に関する法令について適用す
る。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。
ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の
期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適
用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間
を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を
満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際
しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給す
る。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた
旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求める の件(閣條第13号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 5.27外交防衛委員会付託 6.3本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とフィンランドとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び雇
用保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2017年（平成29年）
7月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2019年（令和元年）9月23日にヘルシンキに

おいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用する。また、フィンランドについては、所得比例年金制度の下での老齢年金、障害年金及び遺族年金に関する制度について適用するとともに、失業保険に関する制度について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。
ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、雇用保険制度への強制加入に関しては、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 四、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 五、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣條第14号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の条件の下で外国人受刑者の本国への移送を実施することが可能となっているが、ベトナム側は同条約に加入しておらず、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成及び締結に向けた交渉を開始した。交渉の結果、2019年（令和元年）7月1日に東京において、この条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従って移送国の領域から受入国の領域に移送されることができる。このため、刑を言い渡された者は、移送国又は受入国に対し、この条約に従って移送されることについて自己の関心を表明することができる。また、移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができる。
- 二、刑を言い渡された者については、判決が確定していること、刑を言い渡された者が移送に同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。
- 三、移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規定される。受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。
- 四、各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。
- 五、この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担する。
- 六、この条約は、両締約国がこの条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。この条約は、その効力が

生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用する。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結について承認を求めるの件 (閣条第15号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、1947年（昭和22年）に作成された。条約は、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、1963年（昭和38年）に条約に加入し、附属書Iから附属書XVまで（1952年（昭和27年）に解散した国際避難民機関について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。

世界観光機関（以下「UNWTO」という。）は、1975年（昭和50年）に設立され、2003年（平成15年）に専門機関となった。この附属書XVIIIは、2008年（平成20年）6月に濟州で開催されたUNWTOの執行理事会第83回会合において作成され、同年7月30日に発効したものであり、条約の規定に次のとおり必要な修正を加えた上でUNWTOに適用することを主な内容とする。

- 一、条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除（身柄の逮捕、手荷物の押収及び訴訟手続の免除、書類及び文書の不可侵等）は、UNWTOの事業に参加する準加盟国の代表者に与えられる。
- 二、UNWTOの活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益（査証の申請の処理における最大限の迅速性を含む。）を与えられる。
- 三、UNWTOの内部機関の職務を遂行し、又はUNWTOのための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を与えられる。
- 四、条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等（訴訟手続の免除、給料及び手当に関する課税の免除等）は、UNWTOの事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。
- 五、この附属書は、条約第11条第43項及び第44項の規定に従って、UNWTOに条約の規定を適用することを約束する我が国の文書による通告を国際連合事務総長が受領した日に、我が国とUNWTOとの間で効力を生ずる。

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)

(衆議院 2.5.26承認 参議院 6.3外交防衛委員会付託 6.12本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）との間で、国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所（以下「事務所」という。）及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、2019年（令和元年）12月20日にパリで署名された。

- この協定は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴え提起する能力を有する。
 - 二、事務所の文書及び施設は、不可侵とする。
 - 三、事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。

四、事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。また、事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

五、事務所の職員は、公的な立場で事務所の職員が行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続等を除く。）の免除、OIEが支払った給料及び手当に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除等を享有する。

六、この協定は、日本国政府及びOIEがこの協定の受諾を通知する公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

議決を求めるの件

日本国憲法第八条の規定による議決案(閣議第1号)

(衆議院 2.3.26可決 参議院 3.30内閣委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるようとするものである。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 2.3.19承認 参議院 3.30総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,204億円、事業支出が7,354億円で、149億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和2年度は、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツを届けるほか、積極的な国際発信、地域の魅力や課題の発信による多様な地域社会への貢献、東京オリンピック・パラリンピックにおける最高水準の放送・サービスの提供、常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会の拡大、サイバーセキュリティの強化、受信料の公平負担徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進、放送センターの建替えの推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,459億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,724億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料の引下げ等により、事業収支差金の赤字を見込んでいる点について、やむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求めるとともに、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう引き続き徹底した取組を行うこと等を強く求める旨の意見が付されている。

【附帯決議】(2.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、経営委員会は、本委員会の審議を踏まえ、経営委員会の放送番組の編集への介入の疑惑について、十分な総括と反省を行い、改めて、放送番組は何人からも干渉され、又は規律されることがないことを規定した、放送法第3条の放送番組編集の自由を十分理解し、その自由を侵害する行為はもとより、侵害を疑われる行為を絶対に行わないこと。

二、経営委員会は、放送法が定める協会の自律性を保障するために、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を確実に果たすよう、権限を行使すること。

また、協会は、国民・視聴者からの受信料でその運営が行われていることを深く認識し、その運営について、情報の十分な開示・説明を行うため、議事録の適切な作成・管理・公表を行うこと。特に、経営委員会は、その意思決定に至る過程等について、公表を原則に適切な議事録等の作成を行うこと。

三、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、時宜を失すことなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含めた不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていること

を踏まえ、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、コンプライアンスの徹底、再発防止策の確実な実施等を組織一体となって行うことにより、信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、公共放送としての社会的使命を認識し、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を不斷に行うこととともに、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の原則を遵守すること。また、国民・視聴者から寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表すること。

六、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、協会を含めた放送事業者の番組編集における自主・自律性が保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、その職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く公平に選任するよう努めること。

七、協会は、業務の目的の明確化や業務改革等の不断の努力を通じ、受信料引下げ等を要因とする2年連続の事業収支差金の赤字を見込んだ予算編成から、早期の収支均衡を実現し、より安定した業務体制を確保するよう努めること。

八、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、真摯に検討を行うこと。

また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新体制の下で次期中期経営計画を策定するに当たっては、繰越金の現状や今後の事業収支の見通し等を踏まえ、新しい社会と技術に対応した公共メディアとしての経営ビジョンを構築すること。

九、協会は、受信料制度に対する国民・視聴者の理解を促進し、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なものでなければならないことを認識した上で、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。

また、受信料減免の拡大について引き続き検討すること。

十、協会は、常時同時配信等のインターネット活用業務を行うに際しては、その影響力の大きさを十分認識し、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握するとともに、民間放送事業者等の見解を幅広く聞きながら、関係者間での情報共有及び連携を図り、適正な規模・水準の下、節度をもって適切に実施すること。

十一、協会は、各地域の関係者と様々な分野で連携を強化しながら、それぞれの地域ならではの魅力を紹介し、地域の活性化及び発展に寄与するコンテンツを充実するとともに、国内外に向けた積極的な発信に努めること。

十二、協会は、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるよう、国際放送の一層の充実を図ること。特に、外国人向けテレビ国際放送については、番組内容の充実、国内外における認知度の向上等に努めること。

十三、協会は、グループとしてのガバナンスを不斷に強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。

十四、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十五、協会は、自然災害が相次ぐとともに、新たな感染症が発生している現状に鑑み、いかなる事態においても放送・サービスが継続されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図るとともに、正しい情報を国民・視聴者に伝達し、その予防・拡大防止に寄与するよう万全を期すこと。

十六、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要な社会基盤事業者であること及び東京オリンピック・パラリンピックに向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十七、協会は、労働法制の改正を受けて、ハラスメント防止の事業主の措置義務を果たす取組を一

層促進し、ハラスメントをなくすとともに、過労死の再発防止のため、協会の業務に携わる者の健康を確保し、適正な業務運営と労働環境確保に全力で取り組むこと。

十八、協会は、障がい者の法定雇用率を達成し、雇用率を一層高めるとともに、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障がい者の働く環境の改善を進めること。

また、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十九、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関である協会に対する同法に基づく指示については、報道の独立性及び国民の知る権利を最大限に尊重すること。

右決議する。

予備費等承諾を求めるの件

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 2.6.2承諾 参議院 6.12決算委員会付託 6.17本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から9月28日までの間に使用を決定した金額は1,939億円で、その内訳は、河川等災害復旧事業等に必要な経費557億円、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費414億円、災害救助等に必要な経費212億円などである。

平成三十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 2.6.2承諾 参議院 6.12決算委員会付託 6.17本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から3月29日までの間に使用を決定した金額は5億円で、その内訳は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費3億円、訟務費の不足を補うために必要な経費2億円である。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、平成31年4月16日から令和2年1月14日までの間に使用を決定した金額は2,134億円で、その内訳は、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費392億円、中小企業者等の経営支援に必要な経費338億円、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に必要な経費179億円などである。

令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和2年2月14日から3月24日までの間に使用を決定した金額は2,534億円で、その内訳は、新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する強力な資金繰り支援に必要な経費714億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金等の支給等に必要な経費469億円、新型コロナウイルス感染症対策に係る個人向け緊急小口資金等の特例措置に必要な経費207億円などである。

令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 繼続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,340億円のうち、令和2年3月10日に使用を決定した金額は420億円で、労働保険特別会計雇用勘定における新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金の支給等に必要な経費である。

決算その他

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元. 12. 2決算委員会付託 2. 6. 17本会議是認)

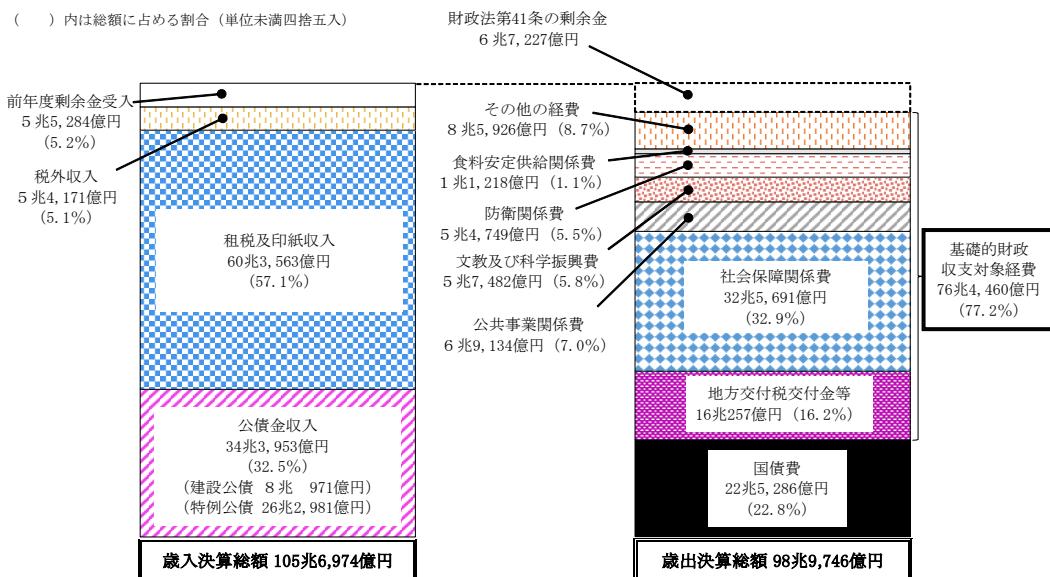
平成三十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は105兆6,974億円、歳出決算額は98兆9,746億円であり、差引き6兆7,227億円の剩余を生じた。この剩余金は、財政法第41条の規定により、令和元年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剩余金は1兆3,283億円である。

平成三十年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は381兆1,771億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は368兆9,360億円である。

平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は78兆2,204億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円であるため、差引き1兆3,227億円の残余を生じた。

平成三十年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2,307億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆635億円である。

〈平成三十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(出所) 財務省資料より作成

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元. 12. 2決算委員会付託 2. 6. 17本会議是認)

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書における30年度中の国有財産の差引純増加額は1兆7,697億円、30年度末現在額は108兆5,939億円である。

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 第200回国会元. 12. 2決算委員会付託 2. 6. 17本会議是認)

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書における30年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は365億円、30年度末現在額は1兆1,473億円である。

NHK 決算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成30年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成30年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,005億円、負債合計は4,268億円、純資産合計は7,736億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,349億円、経常事業支出は7,152億円となっており、経常事業収支差金は197億円となっている。